

令和4年度第1回山形県地域職業能力開発促進協議会 次第

日 時：令和4年10月31日（月）10:00～

場 所：山形労働局大会議室

1 開会

2 山形労働局長挨拶

3 会長選出

4 議 題

(1) 山形県地域職業能力開発促進協議会設置要綱（案）について

(2) 最近の雇用情勢及び地域の訓練ニーズについて

① 山形労働局

② 職業紹介事業実施機関

(3) 令和3年度・4年度ハロートレーニング（離職者向け）の実績

① 山形労働局

② 山形県

③ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 山形支部

(4) 職業訓練効果の把握・検証について

(5) キャリアコンサルティングの機会の確保について

(6) その他

(7) 意見交換

5 閉 会

山形労働局職業安定部訓練室

【山形県地域職業能力開発促進協議会設置要綱（案）について】

「山形県地域職業能力開発促進協議会」設置要綱(案)

(1) 名称

「山形県地域職業能力開発促進協議会」(以下「協議会」)と称する。

(2) 目的

山形労働局及び山形県は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の規定に基づき、山形県において、地域の関係機関が参画し、同法第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設において実施する職業訓練(同法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練を含む。)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練(両訓練を合わせて、以下「公的職業訓練」という。)を実施するに当たり、地域における人材ニーズを適切に反映した訓練コースの設定を促進するとともに、訓練効果の把握・検証を通じた訓練内容の改善等の協議を行う地域職業能力開発促進協議会を設置する。

(3) 構成員について

協議会は、以下に掲げる者とする。なお、各構成員は協議会の開催にあたり、構成員の中で適切な者を「委員」として選出する。

- ① 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
- ② 労働者団体
- ③ 事業主団体
- ④ 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体
- ⑤ 学識経験者
- ⑥ 山形県
- ⑦ 山形労働局
- ⑧ その他関係機関が必要と認める者

(4) ワーキンググループについて

協議会は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、協議事項の検討に必要なワーキンググループを設置することとし、ワーキンググループにおいて、職業訓練の効果を把握・検証して訓練カリキュラムの改善を図ることとする。また、改善促進策を作成し、協議会にて報告する。

(5) 会長について

- ① 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

- ② 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- ③ 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(6) 協議会の開催について
年2回以上開催とする。

(7) 協議事項について

次に掲げる事項について協議する。

- ① 公的職業訓練について、地域の人材ニーズ及び実施状況を踏まえた訓練コースの設定に関する事。
- ② 公的職業訓練について、訓練効果の把握・検証等に関する事。
- ③ キャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組に関する事。
- ④ 公的職業訓練の実施にあたり年度計画の策定に関する事。
- ⑤ その他必要な事項に関する事。

(8) 事務局について

事務局は、山形労働局（訓練室）に置く。

(9) その他

- ① 議事については、協議会において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- ② 協議会の事務に従事する者又は従事した者は、職業能力開発促進法第15条第3項の規定により、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ③ この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は別に定める。

(10) 附則

令和4年10月31日から施行する。

令和4年度 山形県地域職業能力開発促進協議会 委員名簿 (案)

令和4年10月17日現在

所属及び役職	氏名
国立大学法人 山形大学 名誉教授	國 方 敬 司
一般社団法人 山形県経営者協会 専務理事	丹 哲 人
山形県中小企業団体中央会 事務局長	三 浦 賢 二
山形県商工会議所連合会 幹事	橋 本 善 彦
山形県商工会連合会 専務理事	太 田 宏 明
日本労働組合総連合会 山形県連合会 副会長	西 部 政 行
日本労働組合総連合会 山形県連合会 事務局長	舘 内 悟
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部 山形職業能力開発促進センター 所長	大 室 英 樹
一般社団法人 山形県専修学校各種学校協会 理事	梶 原 賢
山形県職業能力開発協会 専務理事	青 木 茂 美
株式会社キャリアクリエイト 代表取締役	原 田 幸 雄
一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会 (株式会社ニチイ学館 山形支店 支店長)	高 橋 秀 治
山形県産業労働部 部長	我 妻 悟
山形県教育委員会 教育次長	吉 田 直 史
山形労働局長	小 森 則 行

(敬称略)

15名

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

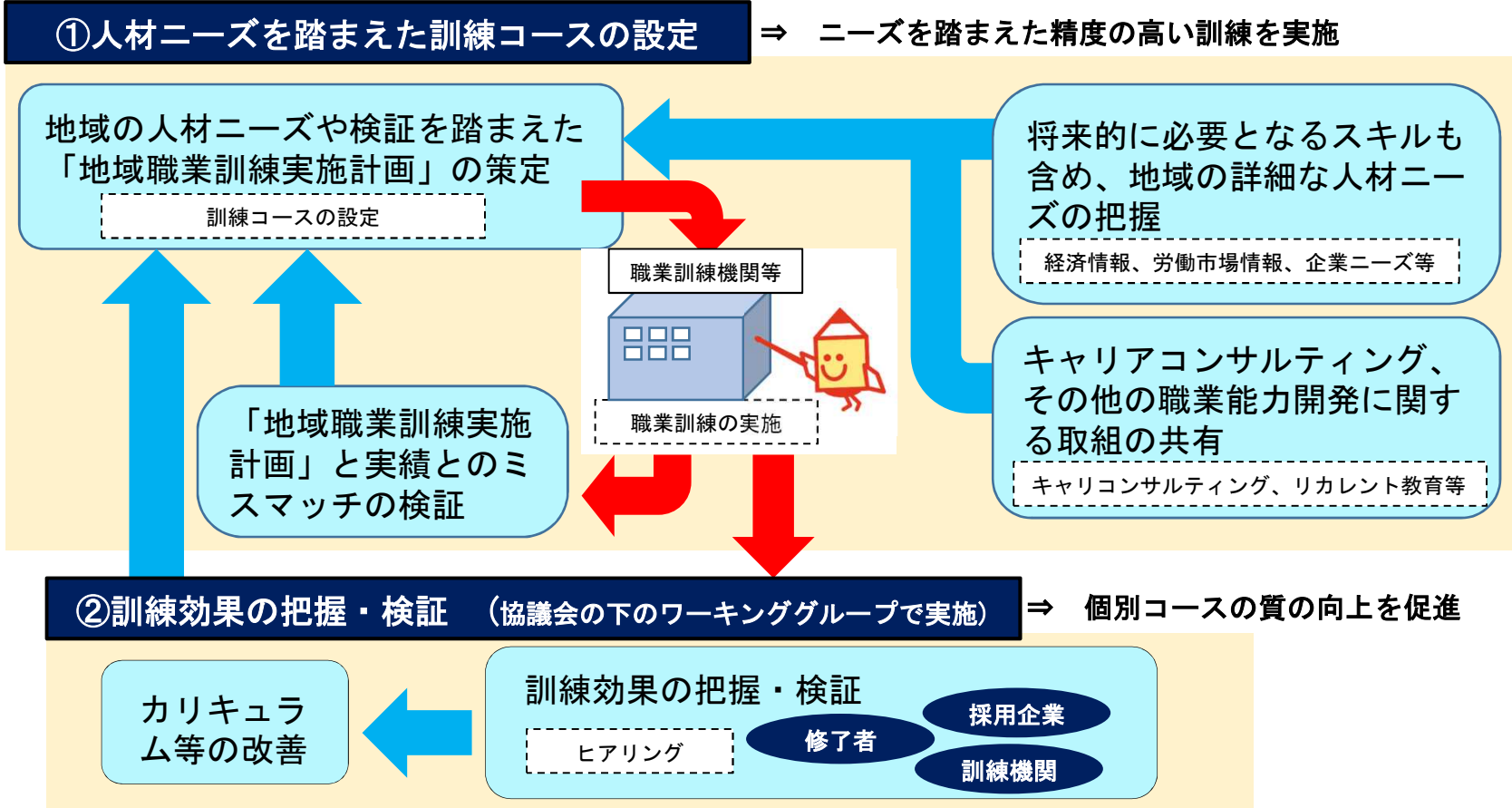
国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

- ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体 ⑥事業主団体 ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項



参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようにするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - 三 労働者団体
 - 四 事業主団体
 - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
 - 六 学識経験者
 - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

山形労働局職業安定部訓練室

【最近の雇用情勢及び地域の訓練ニーズについて】

最近の雇用情勢について (令和4年9月)

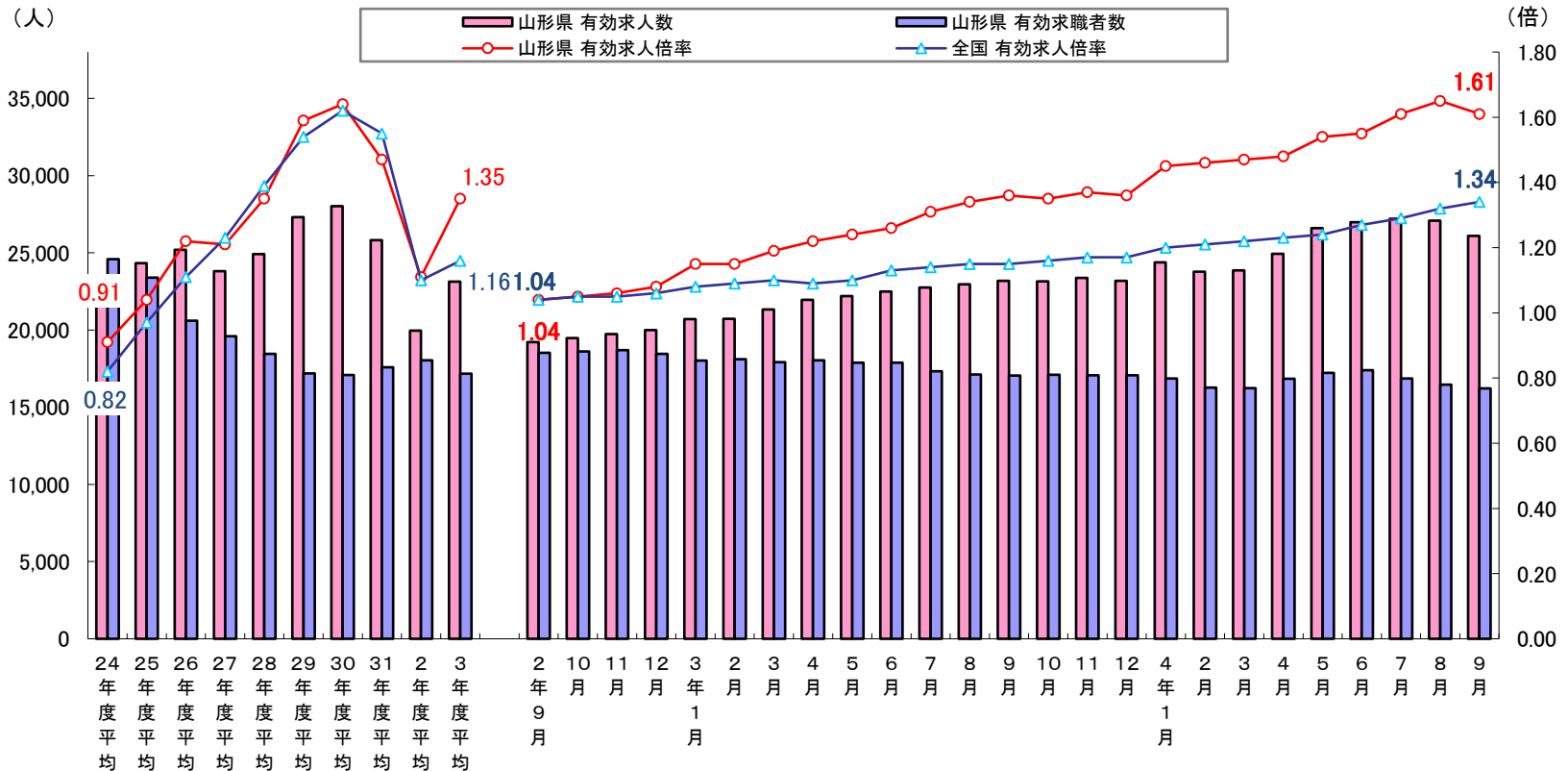
[資料2-1]

山形労働局

I 求人・求職・求人倍率の推移（季節調整値）

令和4年9月の有効求人数は2か月連続で減少し、有効求職者数は3か月連続で減少した。有効求人倍率は1.61倍となり、前月を0.04ポイント下回り、9か月ぶりに低下した。正社員の有効求人倍率（原数値）は1.35倍となり、前年同月を0.23ポイント上回った。全国の有効求人倍率は1.34倍（前月比+0.02P）、正社員有効求人倍率（原数値）は1.02倍（前年同月比+0.13P）となった。

山形県内の雇用情勢は、改善している。



(注) 年度平均は原数値である。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

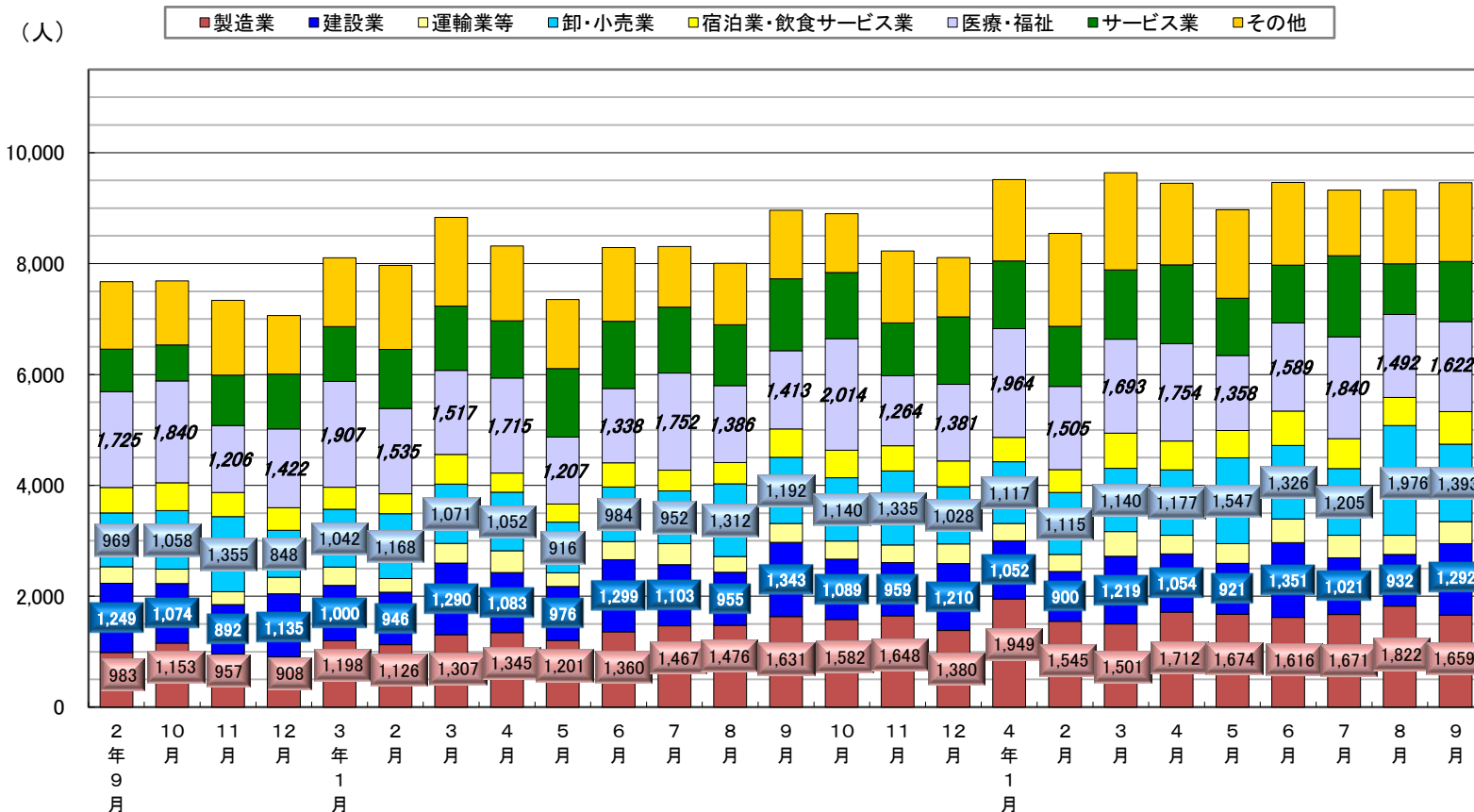
Ⅱ 新規求人の状況（学卒を除きパートタイムを含む全数；原数値）

[資料2-1]

9月の新規求人数〔パートタイムを含む全数〕（原数値）は、9,460人で、前年同月と比較すると5.5%増となり、19か月連続の増加となった。

これを主な産業別でみると、建設業(1,292人、前年同月比3.8%減)、サービス業(1,084人、同16.4%減)で減少したが、製造業(1,659人、同1.7%増)、運輸業・郵便業(397人、同16.4%増)、卸売業・小売業(1,393人、同16.9%増)、宿泊業・飲食サービス業(589人、同15.7%増)、医療・福祉(1,622人、同14.8%増)で増加となった。

なお、正社員に係る新規求人数は、5,041人で、前年同月と比較すると12.1%増となり、新規求人数に占める割合は53.3%で前年同月と比較すると3.1ポイント上回った。



Ⅲ 新規求職の状況（学卒を除きパートタイムを含む全数及び常用；原数値）

[資料2-1]

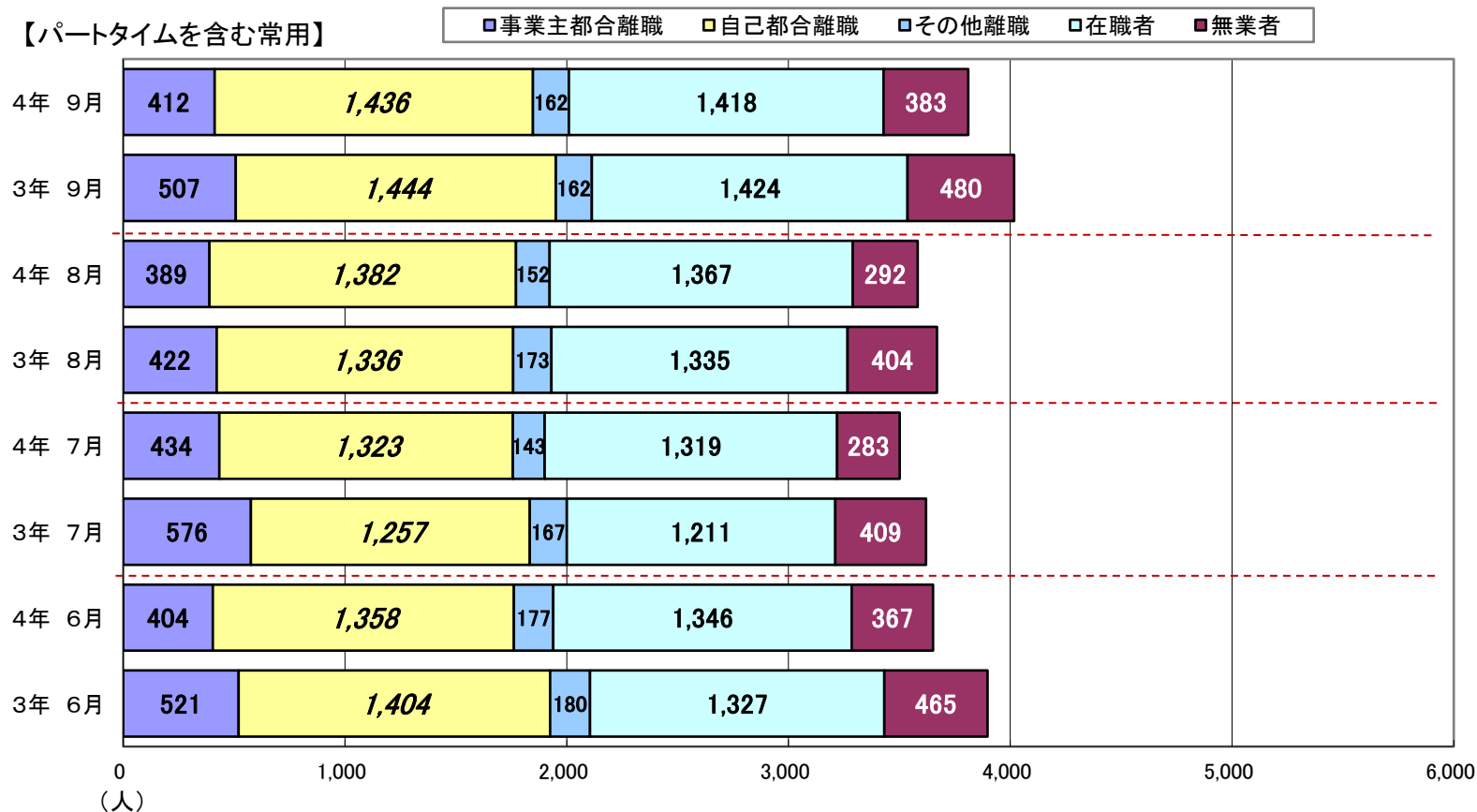
9月の新規求職申込件数〔パートタイムを含む全数〕（原数値）は、3,848件（うちハローワーク利用登録件数 3,770件）で、前年同月と比較すると5.4%減となり、4か月連続の減少となった。

これを態様別〔パートタイムを含む常用〕にみると、離職者(2,010人、前年同月比4.9%減)は4か月連続の減少となり、離職者のうち、事業主都合離職者(412人、同18.7%減)は8か月連続の減少となった。

また、在職者(1,418人、同0.4%減)は6か月ぶりの減少となり、無業者(383人、同20.2%減)は16か月連続の減少となった。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。また、「ハローワーク利用登録件数」とは、ハローワークに来所し求職申込みをした件数をいい、オンライン登録者が来所等し、職業相談の結果、「来所登録者」に変更された場合を含む。

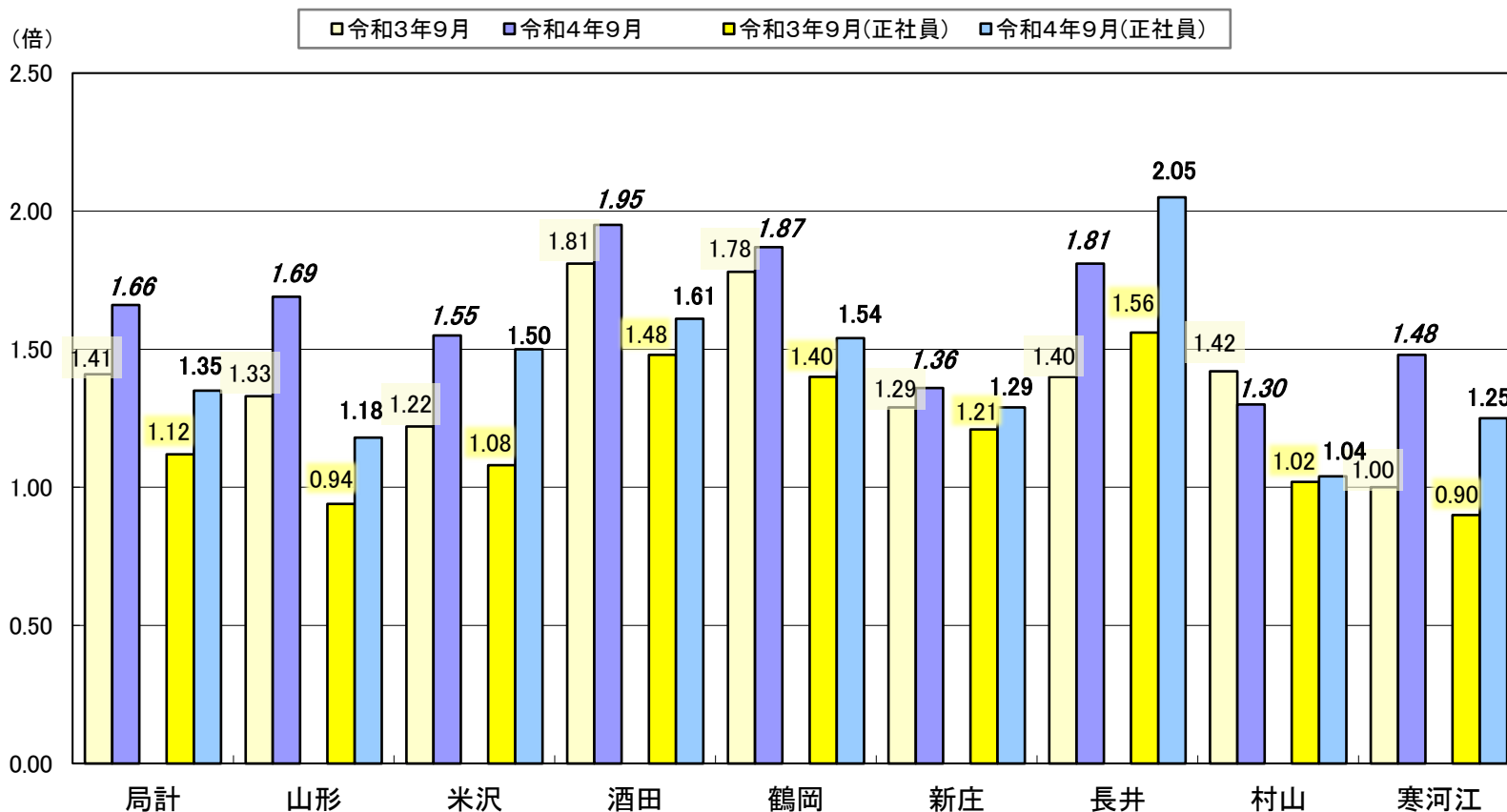
【パートタイムを含む常用】



IV 安定所別有効求人倍率の状況（学卒を除きパートタイムを含む全数；原数値）

[資料2-1]

9月の有効求人倍率〔パートタイムを含む全数；原数値〕は1.66倍となり、前年同月を0.25ポイント上回り、17か月連続で上昇した。
 正社員に係る有効求人倍率（原数値）は、1.35倍で、前年同月を0.23ポイント上回り、19か月連続で上昇した。

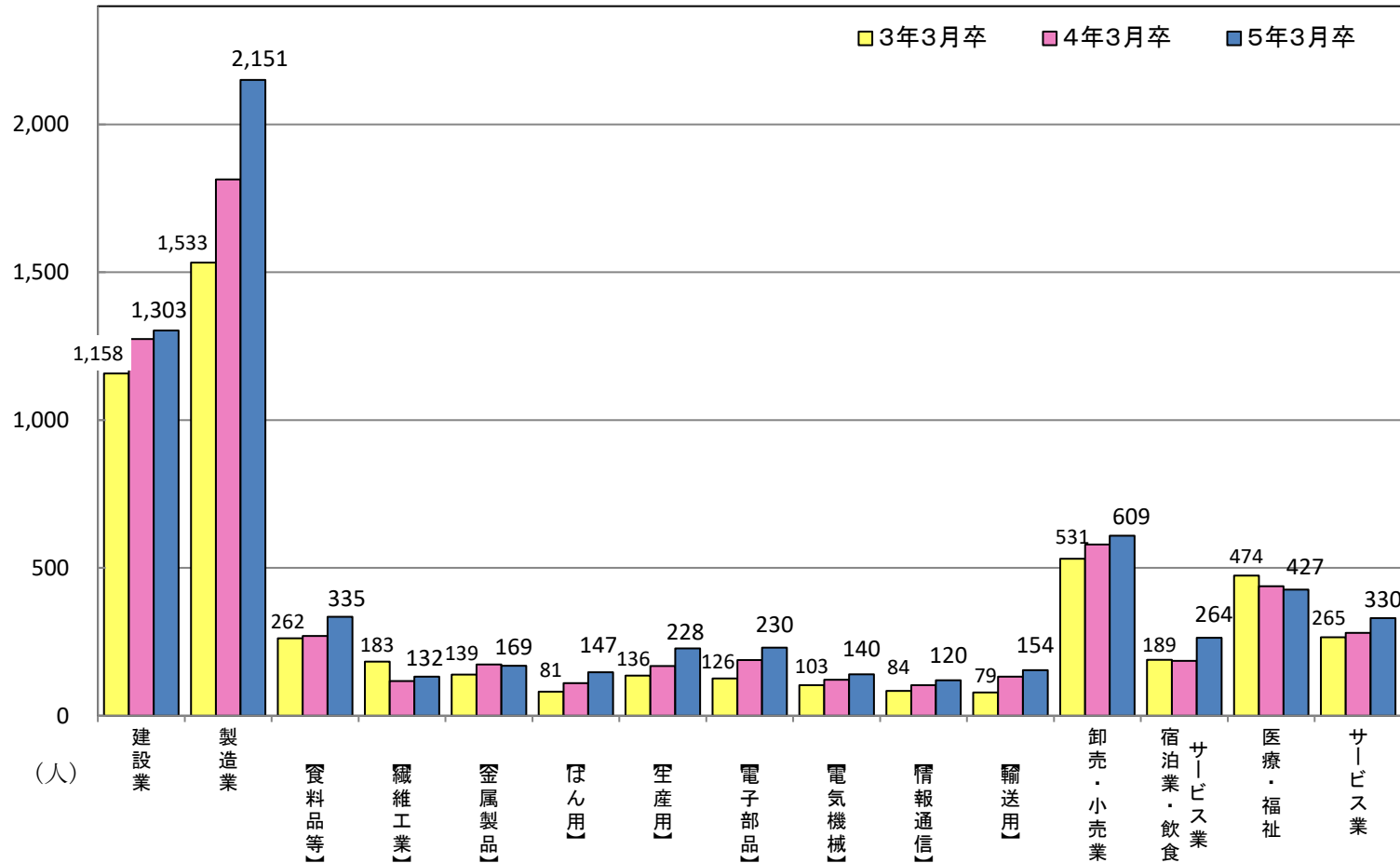


V 新規高校卒業者(令和5年3月卒業)の求人(県内)の状況【9月末】

[資料2-1]

9月末現在の新規高卒者に係る県内事業所からの求人数は6,243人(前年同期比15.4%増)となっている。

主な業種の状況は、建設業1,303人(同2.3%増)、製造業2,151人(同18.6%増)、卸売業・小売業609人(同5.2%増)、宿泊・飲食サービス業264人(同41.9%増)、医療、福祉427人(同2.5%減)、サービス業330人(同17.9%増)となっている。

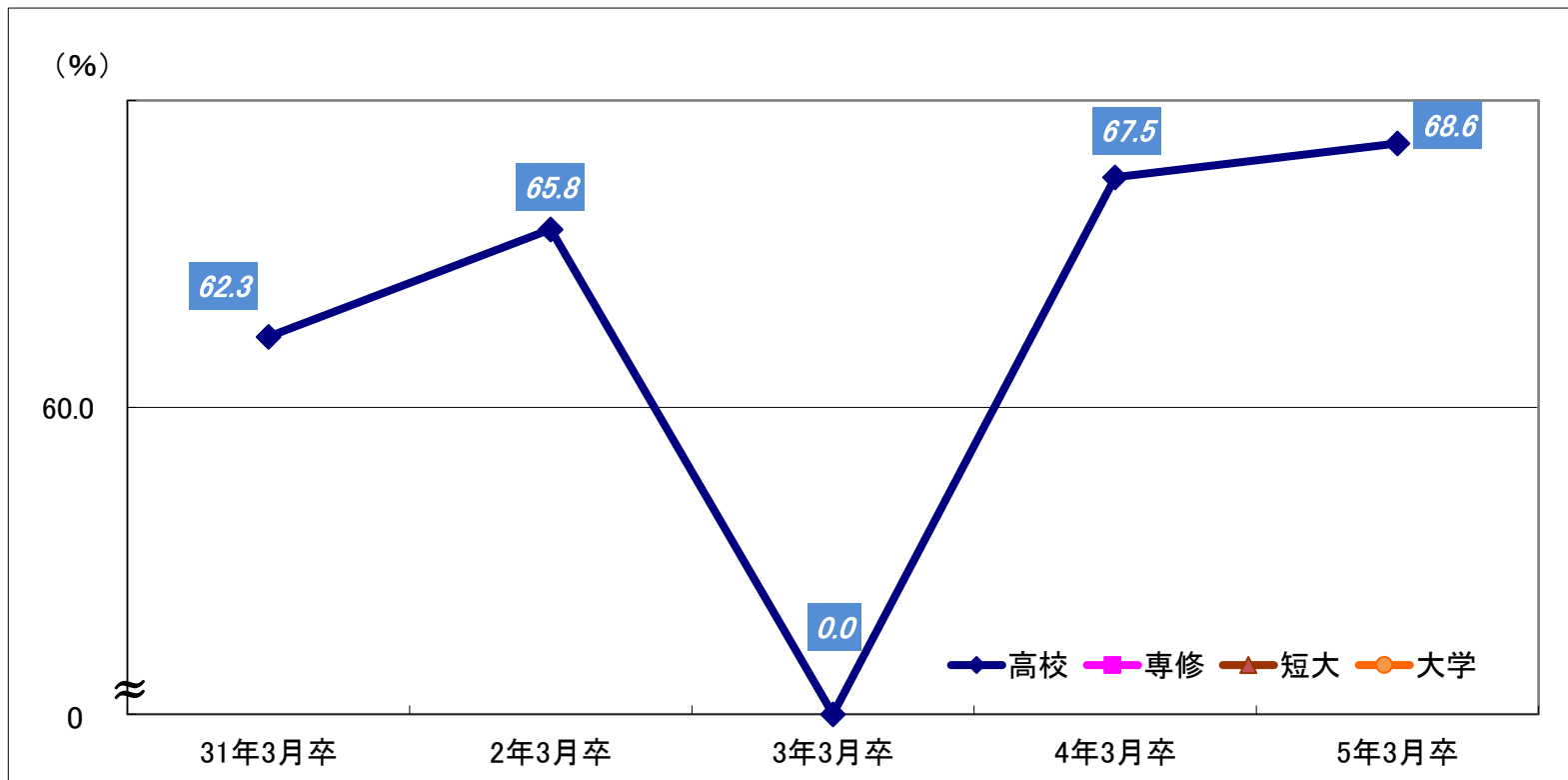


VI 新規学卒者(令和5年3月卒業)就職状況【9月末】

[資料2-1]

9月末現在における高卒内定者数は1,376人(うち県内1,117人)で、就職内定率は68.6%となっている。

「令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、採用選考が1か月後ろ倒しとなったため、数値なし。」



	31年3月卒		2年3月卒		3年3月卒		4年3月卒		5年3月卒	
	求職者数	内定者数	求職者数	内定者数	求職者数	内定者数	求職者数	内定者数	求職者数	内定者数
高等学校	2,691	1,677	2,518	1,657	2,405	0	2,016	1,361	2,007	1,376
専修学校	540	0	470	0	484	0	520	0	524	0
短期大学	429	0	411	0	444	0	403	0	316	0
大学	1,748	0	1,862	0	1,767	0	1,897	0	1,906	0

VII 雇用保険の状況

[資料2-1]

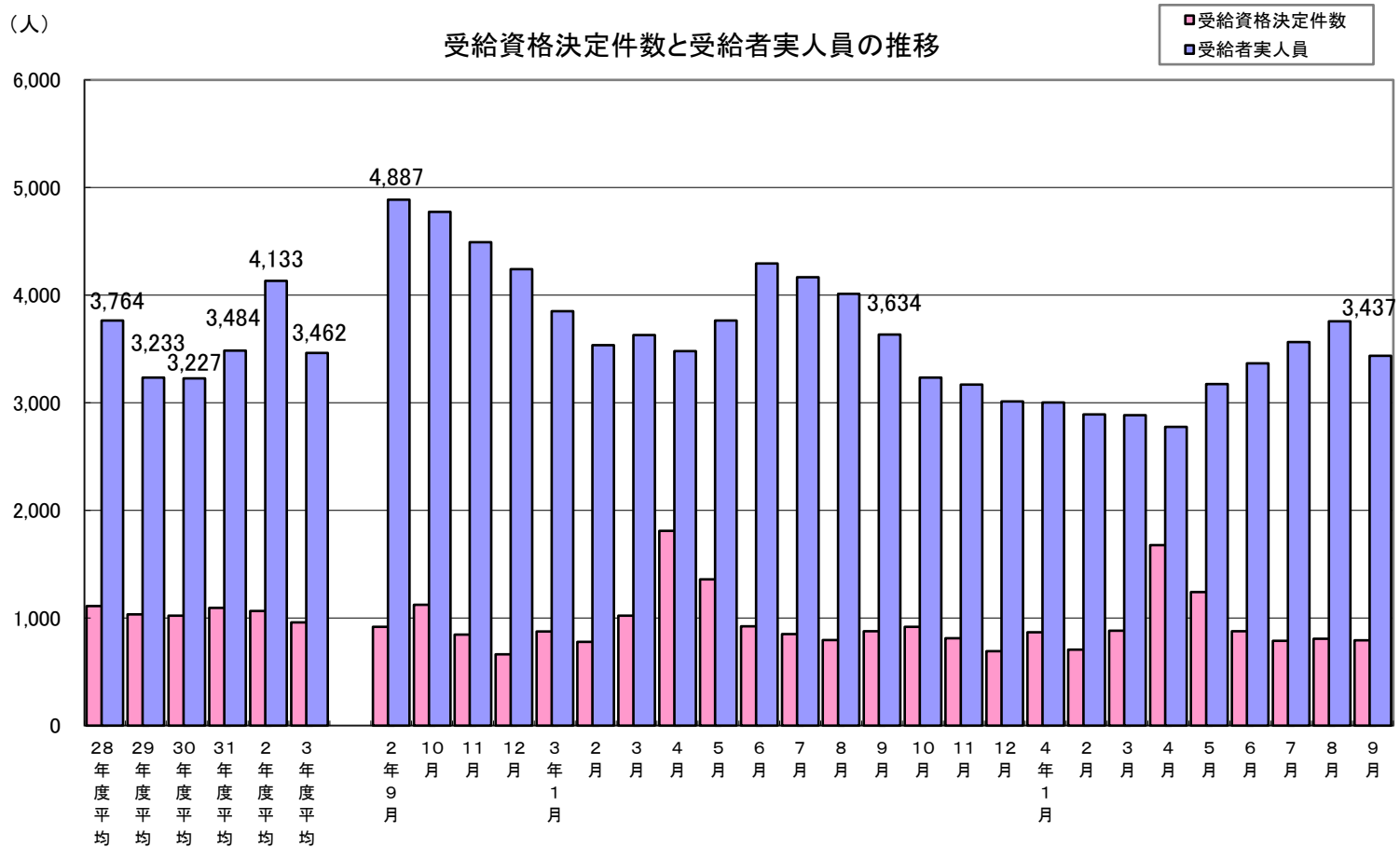
9月の一般受給資格決定件数は793件（前年同月比9.7%減）となった。

受給者実人員（基本手当分）は、3,437人（前年同月比5.4%減）となり、15か月連続で減少した。被保険者資格喪失者のうち、事業主都合による資格喪失者数（高年齢、短期特例被保険者を除く）は120人（前年同月比3.2%減）となった。

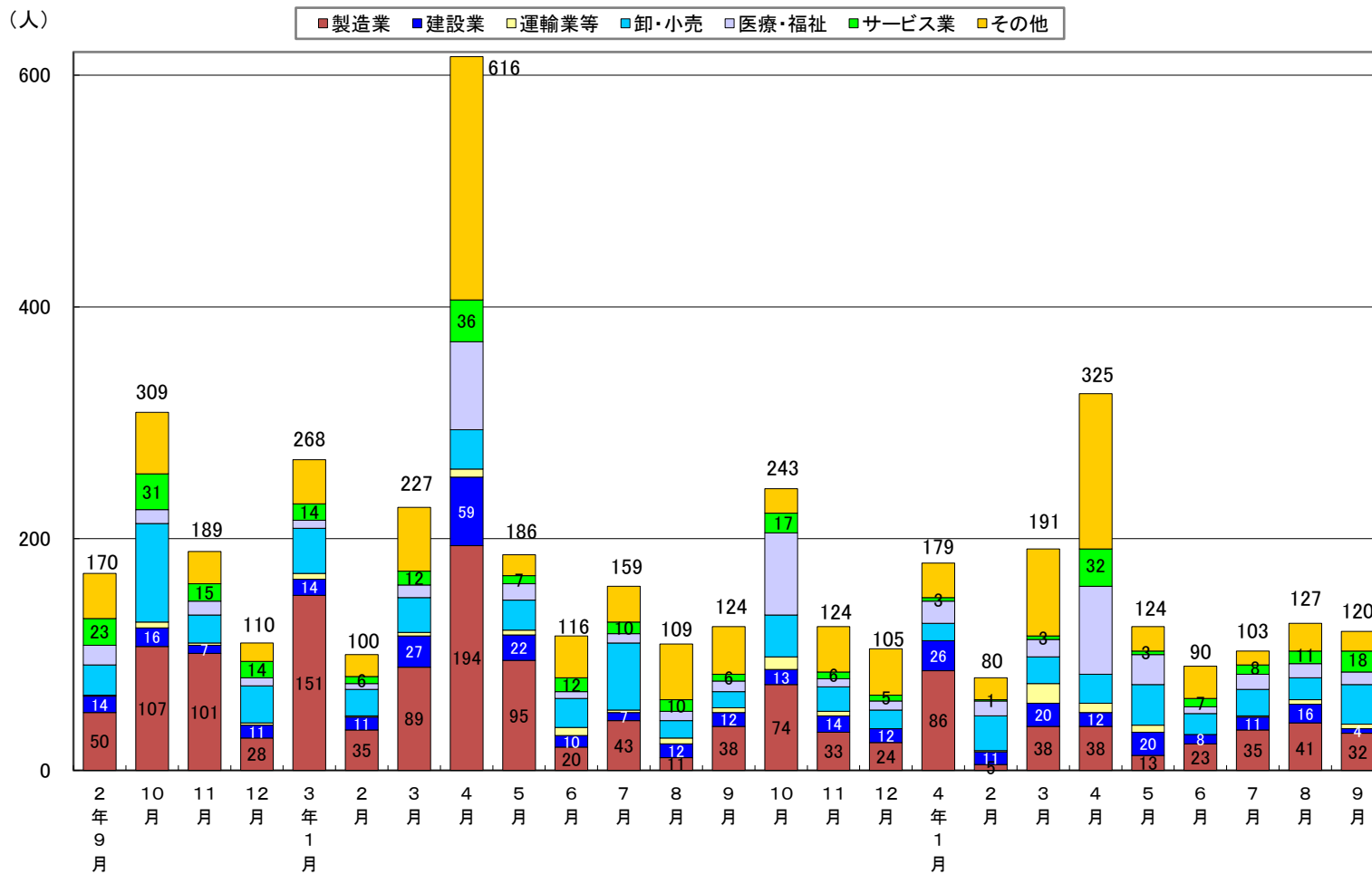
※一般受給資格決定件数は、「速報値」であり修正があり得る。

(人)

受給資格決定件数と受給者実人員の推移



事業主都合による資格喪失件数の産業別推移



ハローワークで把握した求職者の職業訓練ニーズ（令和 4 年度）

訓練分野	希望する訓練の内容（主なもの）	希望者数 （概数）
デジタル	<ul style="list-style-type: none"> ・ Webデザイン、HP制作 ・ ExcelのVBAに特化した短期の訓練 ・ Webサイト制作・プログラム入門科 	約30人
事務・パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワード、エクセル、パワーポイントの基本ができるようになりたい ・ ワード、エクセルの基本～中級程度 ・ 中高年のパソコン初心者でワード・エクセルの基本を学びたいという相談が多い。受講中の手厚いフォローを望む声あり ・ パソコンの基礎訓練。雪が溶ける春以降の時期に申込みを検討したいとの要望あり ・ 初心者向けOAシステム科（基礎操作重点） ・ PC操作の基礎から応用まで。ワード、エクセル等 ・ パソコン中級以上を含む訓練 	約100人
医療事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療事務、薬局事務に関する知識・技能の習得 	約10人
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護初任者研修 	約10人
経理・会計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日商簿記の資格取得、会計ソフトの操作、給与計算など 	若干名
登録販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録販売者の養成講座 	若干名

※ハローワークでの職業相談の際に求職者から聴き取ったもの。

ハローワークで把握した事業所の職業訓練ニーズ（令和4年度）

訓練分野	希望する訓練の内容（主なもの）	希望者数 （概数）
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者支援に必要な基礎知識としての介護職員初任者研修・実務者研修 ・ 介護の知識、資格 ・ 介護職員初任者研修。地元の介護施設が自施設で通信制の受講者を募集している 	約50名
NC生産システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ NC工作機械（マシニング）での工作作業、プログラミング 	約100名
金属溶接	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架台溶接、鉄骨溶接、溶断等 	約50名
電気工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋内配線、電気器具取り付け、設備設計等 	約30名
事務・パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職種を問わず、パソコン操作が必要とされるため ・ OAシステム科 	約20名
デジタル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内データベースの構築、同社内別工場とのネットワーク構築 	若干名
運輸	<ul style="list-style-type: none"> ・ トラック運転手に必要な知識と免許（中型免許＋フォークリフト等） 	若干名

※ハローワークでの求人受付等の際に事業所から聴き取ったもの。

ハローワークが地域に必要と考える職業訓練（令和4年度）

訓練分野	必要とする訓練の内容、効果的と思われる理由（主なもの）
事務・パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼすべての職種において必要なスキルであり、訓練の成果によって就職に結びつく可能性の高まりが期待される ・事務職に限らず、様々な職種に必要なスキルで、実際の求人にもワード、エクセル、パワーポイント可能な方と記載が多いため ・年代を問わず、パソコンスキルを習得し、就職したいという要望が一定数あるため ・現在は事務に限らず全ての業種でパソコンを使うので、様々な業種の希望者から必要性を訴えられるため ・PCの基本操作を身につけてから就職を希望する求職者が多いため ・職場内のコミュニケーションの取り方やビジネスマナーに不安を抱えている求職者も多いと感じられるため。 ・4, 5月はパソコン訓練希望求職者増加するため（第1四半期希望） ・4, 5月は求職者が増加し、再就職に向けPCスキルアップを希望する者も多いため（パソコン応用）（第1四半期希望）
登録販売	<ul style="list-style-type: none"> ・自費で受講する者も見受けられることから、「医薬品登録販売者」資格取得を目指すような訓練 ・登録販売者の養成講座 ・ドラッグストアで要資格者の募集が多いため
医療事務	<ul style="list-style-type: none"> ・資格や経験必須の求人が多いため ・4, 5月医療事務を希望する求職者増加するため（第1四半期希望） ・前年度、管内で医療事務コースの設定がなかった。他所管内のコースを勧めたが通所が不安という声もあった ・求人数をみても年間通して一定数の需要があると考えられるため ・受講希望の相談が一定数あるため
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・応募条件で介護職員初任者研修の資格を要する求人が多いため ・求人が多く、訓練受講し資格取得する事で就職の可能性が高まる ・介護関係の求人数が多く、関心をもつ求職者も多いため ・求人数が多く、関心を持つ求職者も多い。修了後の就職率も高いため
経理・会計	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者の意欲も高く、就職率も良いため

※ハローワークの担当者から報告を受けたもの。

運営メディア・プロジェクト

WEB MEDIA

山形と関わる人の、一歩踏み出すきっかけマガジン【ヤマガタ未来ラボ】
YAMAGATAMIRAILAB.



ヤマガタ未来ラボ 検索
<https://mirailab.info>



ヤマガタ未来 Lab.(ラボ) は、「山形と関わる自分」のより良い未来を見つけるための情報を発信しています。

ヤマガタ未来 Lab.(ラボ) は、山形県内外の人に向けて、山形の今を伝え、「山形と関わるためのアクション」を起こすきっかけを提供する WEB サイトです。山形での自分らしい「働き方」「生き方」「暮らし方」に関するリアルなインタビュー記事や、山形県内のあらゆる地域の「コミュニティ」「まちづくり」「イベント」に関するレポートなど、UI ターンを考えている人・山形での暮らしを楽しみたい人の役に立つ情報をお届けしています。

また、Facebook、Instagram、Twitter の SNS を駆使した情報発信も積極的に行っており、幅広いユーザー層から支持をいただいております。

WEB MEDIA

山形の企業と自分らしい働き方を研究し就職・転職への新しい扉を開く

ヤマガタ仕事ラボ



ヤマガタ仕事ラボ 検索
<https://shigoto.mirailab.info>



山形の企業の
魅力発見

新卒・第2新卒
社会人 OK

企業との会話から
始める

ヤマガタ仕事ラボは、山形で働きたい人と山形で頑張っている企業を“予想外の出会いと偶然的発見”でつなぎ、就職・転職への新しい扉を開くマッチングサイトです。

山形の企業に特化していることから、山形で就職・転職を考えている人にとって必要な情報を探しやすいのが特徴です。

また、企業のブログを読むことで、企業への理解を深めることができ、さらに興味を持った企業に対してメッセージを送ることが出来ます。

PROJECT

Yamagata を選ぶ若者を増やす協働企画

サクラマスプロジェクト®

山形県の高校・大学を卒業し進学・就職のため県内外転出した若者が、山形県のシンボル魚「サクラマス」のように海（県外）に出て成長し、また生まれた川（山形）に戻ってこられるように企業・行政・教育機関・保護者が一体となって若者をUターンしやすい環境を整えるプロジェクトです。
 キャリアクリエイトは事務局として企画・運営を行っております。



お気軽にお問い合わせください

(株)キャリアクリエイト

990-2423
 山形県山形市東青田二丁目 10-9

TEL 023-641-8807

FAX 023-641-8902

MAIL welcome@career-create.co.jp

SITE <https://www.career-create.co.jp>



ミッション

イベント

キャリアクリエイトは、

採用

山形に関わる人が生きがいを感じて暮らし働くために

場作り

“自分の中にある答えを見出す”お手伝いをします。

情報発信

人材紹介

企業

人事



研修

社員教育

行政

キャリアクリエイト

高校・
大学

継続的なコミュニケーションによる
幅広いサポート

キャリア教育

体験プログラム

個人

コミュニティ

UI ターン

学ぶ場



就職・転職サポート

キャリアカウンセリング

ヤマガタ 就活 最前線

【第74回】 オンライン「新大学」、県が開校

なぜ県内で働く

若手社会人が語る

県内で働くことの魅力を学生に伝えるため、県は本年度、新たな「大学」をオンラインの世界に開校した。学びの場の名前は「ヤマガタ未来学サイン・オンライン・キャンパス」。7月の開校からこれまで計8回の講座・会合を開催しており、延べ約100人の学生が参加している。学生たちは、ここで何を学ぶことができるのか。キャンパスの魅力をのぞいてみた。

(岡久津 撮影)

何が学べるの? のぞいてみました



若手社会人によるアドバイザーや県内外の学生による交流などが、オンラインで開催されている

山形市

10月下旬の午後7時。ビデオ会議アプリを映し出したモニターには、10人余りの学生と、3人の若手社会人の少し緊張した顔があった。オンラインキャンパス(OCC)は、働き方や就職活動について講師から学ぶ「ゼミ」と、若手社会人と学生がざくばらん語り合う座談会形式の「放課後トーク」の2種類で構成する。この日行われたのは放課後トーク。参加者の簡単な自我介绍が終わると、モニターにはリラックスした笑顔が映った。

社会人の一人は「山形県で働くこと」について語り始めた。講師たちは山形で働くことを推進し、県内出身の学生は「地元が好き」という率直な思いや、「大学で地元を履修し、改めて山形の良さを感じた」と話した。休日のおこし方も紹介し、温泉や食文化の紹介も充実させているのが豊富にあることも実感させてもらった。講義から県内大学に進んだ一人は、自身が進んだフライダル業界の現状について触れながら「その人が家族との時間や人生の節目を

大切に行っていること」を山形の魅力の一つに挙げた。

働き方学ぶ「ゼミ」とざくばらん「放課後トーク」

仕事内容や、勤務日の1日の流れなどを紹介した後、数人のグループに分かれて座談会が始まった。学生時代のこと、仕事のことで、学生からは積極的な質問が投げかけられた。「休日の意味を弄している」という社会人は、聞き手が自分へのベースで仕事ができるけど、話を聞かせたい方もあった。学生は、働くことを、出陣で在任地をオープンにするのが基本だが、「耳だけ参加」で聞けば、見るだけの参加もできる。これらが就職活動が本格化する大学3年生だけでなく、1人1人、学生や4年生、さらには高校生の参加もあるという。

約2時間のオンラインキャンパスの最後には、9人の社会人があらためて学生に向けてメッセージを伝えた。「社会人は楽しい」「働いてない学生生活は」「今だからできることを」と、ホトホトと聞きながら語りかけた。終後も、30分程度の質疑応答でより深い話ができた。

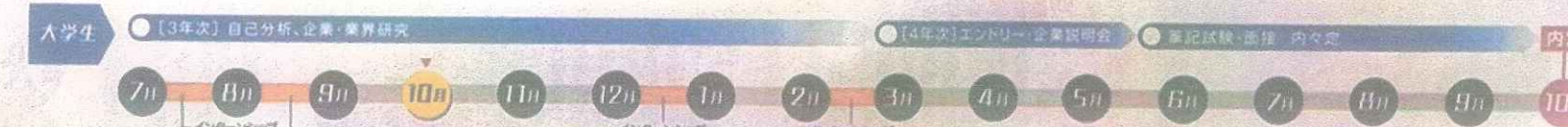
県内での就職に興味を持つ学生と、魅力のある職場は多く存在する。だが、その魅力を伝え切れていないと多くの関係者が認識する。「学生向けの就職情報があふれる中、県内企業に関するものが埋没しがちになっている。オンラインキャンパス事業を

山形での暮らし、仕事イメージしやすく

形で山形の魅力が学生に広がるのを期待される。アンケートから見た「山形で働く」のイメージがイメージできるところになっているという。

本年度のオンラインキャンパスはあと3回の予定。11月8日(月)10日には11月10日(水)10時～11時55分まで。

開催し、11月10日は若手社会人が登壇する「放課後トーク」を予定している。時間はいずれも午後7時から約2時間。参加無料で、申し込みは左のQRコードから。問い合わせはヤマガタ未来学サイン・オンラインキャンパス事務局023-641-6401(6401)211-5(401)午前9時～午後5時まで。



高校生
2023年卒業予定の高校生の就活は、企業から学校への求人申し込みが7月1日にスタート。選考・採用内定開始は9月16日。

地元で働こう!
就活するなら山形新聞

山形新聞には県内企業に関するニュースをはじめ、就職活動に役立つ情報が掲載されています。本紙は季節キャンペーンを展開中。県内に1人住まいの学生(大学、短大、大学院、専門学校)で、現在、山形新聞を購読していない方が対象です。月額購読料3700円が

46%オフの2000円となります。県外・海外在住者限定で山形新聞の電子版「お届け電子版」の新サービスもあります。パソコンやスマートフォンで利用可能。3ヵ月6600円のところ4800円で購読できます。(価格はいずれも税込)

購読の申し込みはフリーダイヤル(0120)818040(午前9時半～午後5時半)。右のQRコードからアクセスできます。

紙面編集・中腰三奈

山形労働局職業安定部訓練室

【令和 3 年度・4 年度

ハロートレーニング（離職者向け）の実績について】

ハロートレーニング（離職者向け）の令和3年度実績

資料 3-1

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

06_山形		総計			
分野		令和3年度計画 定員数	コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	1,729	27	339	294
	営業・販売・事務分野		29	401	305
	医療事務分野		6	90	61
	介護・医療・福祉分野		17	155	85
	農業分野		1	15	6
	旅行・観光分野		0	0	0
	デザイン分野		1	12	8
	製造分野		19	176	94
	建設関連分野		9	102	46
	理容・美容関連分野		0	0	0
	その他分野		2	20	13
求職者支援訓練（基礎コース）	基礎	157	12	175	105
合計		1,886	123	1,485	1,017
(参考) デジタル分野		-	8	106	75

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数(当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む)。
求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数(中途退校就職者数を除く)等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。
ただし、公共職業訓練については、令和3年度末までに終了したコース、求職者支援訓練については、令和3年12月末までに終了したコースについて集計。

「デジタル分野」

IT分野(ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。)、デザイン分野(WEBデザイン系のコースに限る)等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況

資料 3-1

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)							求職者支援訓練						
		令和3年度計画 定員数	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	令和3年度計画 定員数	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
公共職業訓練 (求職者支援訓練 (実践コース))	IT分野	771	23	290	267	120.0%	92.1%	57.1%	68	4	49	27	63.3%	55.1%	-
	営業・販売・事務分野		10	145	122	101.4%	84.1%	67.7%	238	19	256	183	79.7%	71.5%	46.7%
	医療事務分野		4	60	47	83.3%	78.3%	78.7%	68	2	30	14	53.3%	46.7%	63.6%
	介護・医療・福祉分野		14	115	65	60.0%	56.5%	81.9%	170	3	40	20	55.0%	50.0%	57.1%
	農業分野		0	0	0	-	-	-	0	1	15	6	40.0%	40.0%	-
	旅行・観光分野		0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-
	デザイン分野		0	0	0	-	-	-	0	1	12	8	100.0%	66.7%	50.0%
	製造分野		0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野		0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-
	理容・美容関連分野		0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-
	その他分野		0	0	0	-	-	-	136	2	20	13	70.0%	65.0%	15.4%
(基礎者支援訓練)	基礎	-	-	-	-	-	-	-	157	12	175	105	71.4%	60.0%	44.2%
合計		771	51	610	501	100.7%	82.1%	65.5%	837	44	597	376	72.0%	63.0%	
(参考) デジタル分野		-	3	45	40	108.9%	88.9%	50.0%	68	5	61	35	70.5%	57.4%	50.0%

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)							公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)						
	令和3年度計画 定員数	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	令和3年度計画 定員数	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	20	0	0	0	-	-	-	258	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
医療事務分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
農業分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
デザイン分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
製造分野		1	20	11	80.0%	55.0%	100.0%		18	156	83	57.1%	53.2%	84.8%
建設関連分野		0	0	0	-	-	-		9	102	46	47.1%	45.1%	76.2%
理容・美容関連分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-		
合計	20	1	20	11	80.0%	55.0%	100.0%	258	27	258	129	53.1%	50.0%	81.8%
(参考) デジタル分野	-	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-

ハロートレーニング（離職者向け）の令和4年度実績（令和4年8月末）

資料3-2

1 離職者向けの公的職業訓練の分野別訓練規模

06_山形		総計			
分野		令和4年度計画 定員数	コース数	定員	受講者数
公共職業訓練（離職者向け） + 求職者支援訓練（実践コース）	IT分野	1,580	18	187	171
	営業・販売・事務分野		11	170	139
	医療事務分野		3	33	25
	介護・医療・福祉分野		11	48	34
	農業分野		0	0	0
	旅行・観光分野		0	0	0
	デザイン分野		0	0	0
	製造分野		13	78	68
	建設関連分野		6	51	35
	理容・美容関連分野		0	0	0
その他分野					
（基礎者支援訓練）	基礎	223	6	79	51
合計		1,803	68	646	523
（参考） デジタル分野		-	2	22	19

用語の定義

※本資料における用語は、以下のとおり定義しています。

「コース数」

公共職業訓練については、当該年度中に開講したコース及び当該年度以前から開始し当該年度に実施した訓練コースの数（当該年度以前に開講し、次年度に繰り越すコースを含む）。
求職者支援訓練については当該年度中に開講したコースの数。

「定員」

当該年度中に開講した訓練コースの定員の数。

「受講者数」

当該年度中に開講したコースに入校した者の数。

「応募倍率」

当該訓練の定員を100とした時の、受講を申し込んだ者の数の倍率。

「定員充足率」

当該訓練の定員に対する受講者数の割合。

「就職率」

訓練を修了等した者のうち就職した者の割合。分母については受講者数から中途退校者数（中途退校就職者数を除く）等を差し引き、分子については中途退校就職者を加えている。

ただし、公共職業訓練については、令和3年度末までに終了したコース、求職者支援訓練については、令和3年12月末までに終了したコースについて集計。

「デジタル分野」

IT分野（ITエンジニア養成科など。情報ビジネス科を除く。）、デザイン分野（WEBデザイン系のコースに限る）等。

2 離職者向けの公的職業訓練の制度別、分野別訓練の実施状況（令和4年8月開講分まで）

資料 3-2

分野		公共職業訓練(都道府県:委託訓練)							求職者支援訓練							
		令和4年度計画 定員数	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	令和4年度計画 定員数	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	
公共職業訓練(離職者向け) + 求職者支援訓練(実践コース)	IT分野	783	16	165	152	130.9%	92.1%	-	52	2	22	19	136.4%	86.4%	-	
	営業・販売・事務分野		4	65	60	109.2%	92.3%	-	181	7	105	79	79.0%	75.2%	-	
	医療事務分野		3	33	25	84.8%	75.8%	-	52	0	0	0	-	-	-	
	介護・医療・福祉分野		11	48	34	93.8%	70.8%	-	78	0	0	0	-	-	-	
	農業分野		0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-	
	旅行・観光分野		0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	-	-	-	
	デザイン分野		0	0	0	-	-	-	26	0	0	0	0	-	-	-
	製造分野		0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
	建設関連分野		0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
	理容・美容関連分野		0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	-	-	-
その他分野	0	0	0	-	-	-	130	0	0	0	0	-	-	-		
(基礎コース)	基礎	-	-	-	-	-	-	223	6	79	51	82.3%	64.6%	-		
合計		783	34	311	271	115.8%	87.1%	-	742	15	206	149	86.4%	72.3%	-	
(参考) デジタル分野		-	0	0	0	-	-	-	78	2	22	19	136.4%	86.4%	-	

分野	公共職業訓練(都道府県:施設内訓練)							公共職業訓練(高齢・障害・求職者雇用支援機構)						
	令和4年度計 画 定員数	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率	令和4年度計 画 定員数	コース数	定員	受講者数	応募倍率	定員充足率	就職率
IT分野	20	0	0	0	-	-	-	258	0	0	0	-	-	-
営業・販売・事務分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
医療事務分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
介護・医療・福祉分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
農業分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
旅行・観光分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
デザイン分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
製造分野		1	20	9	55.0%	45.0%	-		12	58	59	108.6%	101.7%	-
建設関連分野		0	0	0	-	-	-		6	51	35	74.5%	68.6%	-
理容・美容関連分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
その他分野		0	0	0	-	-	-		0	0	0	-	-	-
合計	20	1	20	9	55.0%	45.0%	-	258	18	109	94	92.7%	86.2%	-
(参考) デジタル分野	-	0	0	0	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-

公共職業訓練の実施状況(令和3年度及び令和4年度)

資料 3-3

1. 施設内訓練(学卒者・離職者)

令和4年8月31日現在

(1) 学卒者訓練

産業技術短期大学校		令和3年度							令和4年度							
訓練科名	訓練課程	定員	入校者	中退者	修了者	就職希望者①	就職者②	就職率③(②/①)	定員	入校者	中退者	在校生	就職希望者①	うち就職者②	就職率③(②/①)	
デジタルエンジニアリング科(1年次)	長期 高度 (専門)	10	8	0	8	-	-	-	10	11	0	11	-	-	-	
デジタルエンジニアリング科(2年次)		10	9	0	9	9	9	100.0%	10	7	0	7	6	4	66.7%	
メカトロニクス科(1年次)		20	18	3	15	-	-	-	20	18	0	18	-	-	-	
メカトロニクス科(2年次)		20	16	1	15	15	15	100.0%	20	14	0	14	12	11	91.7%	
知能電子システム科(1年次)		30	28	1	27	-	-	-	30	29	0	29	-	-	-	
知能電子システム科(2年次)		30	26	0	26	24	24	100.0%	30	26	0	26	24	20	83.3%	
情報システム科(1年次)		20	20	0	20	-	-	-	20	21	0	21	-	-	-	
情報システム科(2年次)		20	21	0	21	21	21	100.0%	20	19	0	19	19	16	84.2%	
建築環境システム科(1年次)		20	20	0	20	-	-	-	20	17	0	17	-	-	-	
建築環境システム科(2年次)		20	18	0	18	18	18	100.0%	20	20	0	20	19	18	94.7%	
土木エンジニアリング科(1年次)		20	15	0	15	-	-	-	20	12	0	12	-	-	-	
土木エンジニアリング科(2年次)		20	15	0	15	15	15	100.0%	20	15	0	15	13	12	92.3%	
産業技術専攻科		短期・専門	10	4	0	4	-	-	-	10	4	0	4	-	-	-
校合計			250	218	5	213	102	102	100.0%	250	213	0	213	93	81	87.1%

産業技術短期大学校庄内校		令和3年度							令和4年度						
訓練科名	訓練課程	定員	入校者	中退者	修了者	就職希望者①	就職者②	就職率③(②/①)	定員	入校者	中退者	在校生	就職希望者①	うち就職者②	就職率③(②/①)
生産エンジニアリング科(1年次)	長期 高度 (専門)	20	17	3	14	-	-	-	20	14	0	14	-	-	-
生産エンジニアリング科(2年次)		20	8	0	8	8	8	100.0%	20	14	0	14	14	13	92.9%
情報通信システム科(1年次)		20	19	4	15	-	-	-	20	15	1	14	-	-	-
情報通信システム科(2年次)		20	16	2	14	14	14	100.0%	20	15	0	15	15	11	73.3%
IT会計ビジネス科(1年次)		20	10	0	10	-	-	-	20	12	0	12	-	-	-
IT会計ビジネス科(2年次)		20	6	1	5	5	5	100.0%	20	10	0	10	10	3	30.0%
校合計		120	76	10	66	27	27	100.0%	120	80	1	79	39	27	69.2%

山形職業能力開発専門学校		令和3年度							令和4年度						
訓練科名	訓練課程	定員	入校者	中退者	修了者	就職希望者①	就職者②	就職率③(②/①)	定員	入校者	中退者	在校生	就職希望者①	うち就職者②	就職率③(②/①)
自動車科(1年次)	長期 普通 (普通)	25	19	0	19	-	-	-	25	26	0	26	-	-	-
自動車科(2年次)		25	13	0	13	13	13	100.0%	25	19	1	18	18	18	100.0%
建設技術科(1年次)		20	18	0	18	-	-	-	20	21	1	20	-	-	-
建設技術科(2年次)		20	12	0	12	12	12	100.0%	20	18	0	18	18	0	0.0%
校合計		90	62	0	62	25	25	100.0%	90	84	2	82	36	18	50.0%

(2) 離職者訓練

庄内職業能力開発センター		令和3年度							令和4年度						
訓練科名	訓練課程	定員	入校者	中退者	修了者	就職希望者①	就職者②	就職率③(②/①)	定員	入校者	中退者	在校生	就職希望者①	うち就職者②	就職率③(②/①)
金属技術科	短期・普通	20	11	2	9	9	9	100.0%	20	14	1	13	13	0	0.0%
校合計		20	11	2	9	9	9	100.0%	20	14	1	13	13	0	0.0%

2. 在職者訓練

(1) 公開講座	令和3年度(計画)				令和3年度(実績)				令和4年度(計画)				令和4年度(実績)			
	校名	コース数	定員	受講者	コース数	定員	受講者	就職者	コース数	定員	受講者	就職者	コース数	定員	受講者	就職者
産業技術短期大学校	27	144		67	21		67	27	146		8	24				
産業技術短期大学校庄内校	18	91		53	16		53	16	80		5	17				
校合計	45	235		120	37		120	43	226		13	41				

(2) 向上訓練	令和3年度(計画)				令和3年度(実績)				令和4年度(計画)				令和4年度(実績)			
	校名	コース数	定員	受講者	コース数	定員	受講者	就職者	コース数	定員	受講者	就職者	コース数	定員	受講者	就職者
山形職業能力開発専門学校	51	805		361	51		361	51	765		16	193				
庄内職業能力開発センター	4	124		100	4		100	4	124		0	0				
校合計	55	929		461	55		461	55	889		16	193				

※ うち就職者は、現時点で内定者のこと

3. 委託訓練

(1) 離職者職業訓練

別添報告

(2) 障がい者対象訓練	令和3年度(計画)				令和3年度(実績)				令和4年度(計画)				令和4年度(実績)			
	科目名	コース数	定員	受講者	コース数	定員	受講者	就職者	就職率	科目名	コース数	定員	受講者	就職者	就職率	
パソコン基礎科	3	21	2	8	3	21	8	2	25.0%	パソコン基礎科	2	18	0	0	-	
インターンシップコース	13	13	7	7	6	5	5	83.3%	インターンシップコース	11	11	1	1	100.0%		
e-ラーニングコース	1	7	0	0	0	0	0	0.0%	e-ラーニングコース	1	8	0	0	-		
計	58	41	9	15	14	7	7	50.0%	計	51	37	1	1	100.0%		

山形労働局職業安定部訓練室

【職業訓練効果の把握・検証について】

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ実施要領（案）

1 目的

公的職業訓練効果検証ワーキンググループ（以下「WG」という。）は、適切かつ効果的な職業訓練を実施していくため、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業からのヒアリングも含め、訓練効果を把握・検証し、訓練カリキュラム等の改善を図ることとする。

2 WGの構成員

「山形県地域職業能力開発促進協議会設置要綱策定要領」の1（3）の構成員のうち、都道府県労働局、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構とし、必要に応じて、地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）構成員の中から任意の者を追加する。

なお、協議会の構成員として委任した者と同じのものとする必要はなく、構成員の機関・団体の職員等で差し支えないが、協議会の事務に従事する者として、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 検証手法

検証手法は、公的職業訓練の訓練修了者、訓練修了者の採用企業及び訓練実施機関に対するヒアリングにより行うものとする。

なお、各種データの統計処理による分析については、訓練カリキュラムの改善に資する場合に限り各協議会で実施することも可能であるが、都道府県労働局職員以外の者が直接関わって分析を実施する場合は、①分析するデータの種類・範囲、②分析手法、③分析の実施者等を明らかにした上で、事前に、本省に協議すること。

4 WGの具体的な進め方

(1) 検証対象コースの選定

ア 予め協議会にて検証対象となる訓練分野を選定しておき、WGでは当該訓練分野の中で訓練修了者が比較的多い訓練コースを3コース（ただし、異なる訓練実施機関が実施するものとする。）以上選定する。

イ 検証対象は、アで選定したコースの訓練実施機関と、各訓練コースにつき訓練修了者1人以上、当該訓練修了者を採用した採用企業1社以上とする。具体的には、3コースを選定すると、訓練実施機関3者、訓練修了者3人以上及び採用企業3社以上が対象となる。

なお、ヒアリングの対象とする訓練修了者の選定にあたっては、同一の

性別又は年齢層に偏らないよう配慮すること。

その他、就職氷河期世代、就職困難者、ひとり親等といった様々な事情を抱える方々について検証することも有意義であることから、訓練修了者のうちの一人は、例えば離職期間が長い、離転職を繰り返している等の履歴のある者をできる限り選定することが望ましい。

(2) ヒアリングの内容等

ア ヒアリングは直接又はweb会議のいずれでも差し支えない。

イ ヒアリング内容は以下の項目を必須とし、協議会独自に質問項目を追加しても差し支えない。

① 訓練実施機関へのヒアリング

- ・訓練実施にあたって工夫している点
- ・訓練実施機関が行っているキャリアコンサルティングの状況
- ・訓練実施にあたっての国への要望、改善して欲しい点

② 訓練修了者へのヒアリング

※訓練機関の接遇など、受講中の満足度ではないことに留意。

- ・訓練内容のうち、就職後に役に立ったもの
- ・訓練内容のうち、就職後にあまり活用されなかったもの
- ・就職後に感じた、訓練で学んでおくべきであったスキル、技能等

③ 訓練修了者を採用した企業へのヒアリング

- ・訓練により得られたスキル、技能等のうち、採用後に役に立っているもの
- ・訓練において、より一層習得しておくことが望ましいスキル、技能等
- ・訓練修了者の採用について、未受講者（未経験者）の採用の場合と比較して期待していること（同程度の経験等を有する者同士を比較。採用事例がない場合は想定）

(3) ヒアリングを踏まえた効果検証等

(2)のヒアリングを踏まえ、調査した訓練コースを含む分野全体において、訓練効果が期待できる内容及び訓練効果を上げるために改善すべき内容について整理する。

(4) 効果検証結果を踏まえた検討

(3)の効果検証結果を踏まえ、訓練カリキュラム等の改善促進策（案）等を検討し、協議会への報告事項を整理する。

【訓練カリキュラムの改善促進策（例）】

- 委託訓練について、
 - ・説明会資料又は委託要綱等の内容に追加
 - ・公募条件又は入札の加点要素として付加

- 汎用性の高い訓練（就職支援）内容について、
 - ・ 求職者支援訓練において、訓練実施期間中に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う実施状況の確認の際に周知
 - ・ 申請・認定事務の際に周知
 - ・ 求職者支援訓練の実施機関開拓の際に周知

(5) 協議会への報告

WGの効果検証結果及び訓練カリキュラムの改善促進策（案）等については協議会に報告する。

山形労働局職業安定部訓練室

【キャリアコンサルティングの機会の確保について】

ハローワークはあなたの就職を全力でサポートします

「お仕事探し」でお困りのことはありませんか？



ハローワークでは、ひとりひとりのお悩みに応じたサポートを行います。就職に関するご相談は、いつでもハローワークへ。

- ★ 転職した方の5人に1人がハローワーク経由で就職しています。
- ★ 年間の新規求人は800万人超。全国の求人情報を手軽に検索できます。あなたのための求人提案も可能です。
- ★ 全国の拠点は500カ所以上。ハローワークのご利用は無料です。
- ★ 国家資格などを持つ専門の職員がキャリアコンサルティングを行います。
- ★ 応募書類の作成のアドバイスや面接対策を行います。
- ★ スキルアップを希望される方には職業訓練をご案内いたします。
- ★ 就職活動に役立つさまざまなセミナーを開催しています。

オンラインによるサービスも充実

■ポイント1 まずはオンラインで求職登録

ハローワークインターネットサービスからオンラインで求職登録ができます。

※既にハローワークに求職登録されている方は、この手続きは不要です。

■ポイント2 求職者マイページを活用

マイページを開設すると、希望条件を登録して求人を検索することや、オンラインで求人
に直接応募するなど、効率的に求職活動を進めることができます。

※ハローワークに求職登録されている方も、マイページを開設できます。詳しくは窓口にご相談ください。

■ポイント3 まずはハローワークを使ってみる

ネット上には、たくさんの求人情報や就職活動に関する情報があふれています。
ご自分で多くの情報の中から自分に必要なものを選んで就職活動を進めることは大変です。
専門機関であるハローワークをご利用いただくことが効果的です。

■ポイント4 オンラインによる職業相談・就職支援セミナーも実施

ハローワークへの来所が難しい場合など、オンラインによる職業相談やキャリアコンサルティングを実施しています。

また、オンラインによる就職支援セミナーや面接会、職場見学なども随時開催しています。

お問い合わせ先

■ハローワークインターネットサービス

「オンラインでの求職登録」、「求職者マイページ」の開設

ハローワークインターネットサービス 検索

【URL】

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>



■操作方法に関するお問い合わせ

「ハローワークインターネットサービス」や「求職者マイページ」の操作方法に関する
お問い合わせ

電話番号：0570-077450 受付時間 平日9:30～18:00 (年末年始、祝日除く)

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。
※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール： helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp

■全国のハローワーク所在地

【URL】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html#whereishellowork



山形労働局職業安定部訓練室

【その他】

事業主の皆さまへ

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)

労働者の知識・技能の向上にご活用ください

「人への投資促進コース」とは

- 雇用保険被保険者に対して、職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練にかかった経費の一部を助成します。
- 自発的な教育訓練を受けるために必要な教育訓練休暇を労働者に与える長期教育訓練休暇等制度を企業に導入し、労働者が実際に教育訓練休暇等を取得した場合に導入経費と教育訓練休暇中の賃金の一部を助成します。

人への投資促進コース 訓練内容や実施目的に応じたメニューがあります

eラーニングや通信制による訓練等も、助成対象です。

デジタル／成長分野

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練

IT分野未経験

情報技術分野認定実習併用職業訓練

OFF-JTとOJTを効果的に組み合わせた訓練として厚生労働大臣の認定※を受けたIT分野未経験者に対する訓練

※厚生労働大臣の認定制度は、都道府県労働局にお問い合わせください。

サブスクリプション

定額制訓練

多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスによる訓練

自発的能力開発

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

教育訓練休暇

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

このパンフレットは、「人への投資促進コース」についてのポイントをまとめた簡易版です。支給要件の詳細は、「人材開発支援助成金（人への投資促進コース）のご案内（詳細版）」をご確認の上、ご不明な点は都道府県労働局へお問い合わせください。



支給額はどのくらいですか？

訓練メニューに応じて、以下の助成が受けられます

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	正規 非正規	高度デジタル訓練 (ITスキル水準 (ITSS) レベル3、4以上)	75%	60%	960円	480円	-	
成長分野等人材訓練		海外を含む大学院での訓練	75%		国内大学院 960円		-	
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの 訓練 (IT分野関連の訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)
定額制訓練	正規 非正規	定額制訓練 (サブスクリプション型の研修サービス) による訓練	45% (+15%)	30% (+15%)	-		-	
自発的職業能力 開発訓練	正規 非正規	労働者の自発的な職業訓練費 用を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		-		-	
長期教育訓練 休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度 (30日連続休暇取得)	制度導入経費 20万円 (+4万円)		1日当たり 6000円 (+1200円)		-	
		所定労働時間の短縮および 所定外労働時間の免除制度	制度導入経費 20万円 (+4万円)		-		-	

- ・ () 内の助成率 (額) は、生産性の向上が認められる場合に加算される率 (額) です。
高度デジタル人材訓練と成長分野等人材訓練は、当該加算はありません。
- ・ 賃金助成額は 1 人 1 時間当たりの額です (※長期教育訓練休暇制度は 1 人 1 日当たりの額)。
- ・ OJT実施助成額は 1 人 1 訓練当たりの額 (定額) です。
- ・ 賃金助成とOJT実施助成は所定労働時間内の訓練に限ります。
- ・ 経費助成は、受講者 1 人当たりで次の額を限度としています。

受講者 1 人当たりの助成限度額

訓練メニュー	実訓練時間数 100H未満	実訓練時間数 100~200H未満	実訓練時間数 200H以上	大学 (一年度あたり)	大学院 (一年度あたり)
高度デジタル人材訓練	30(20) 万円	40(25) 万円	50(30) 万円	150(100) 万円	-
成長分野等人材訓練	-	-	-	-	国内150万円 海外500万円
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15(10) 万円	30(20) 万円	50(30) 万円	-	-
自発的職業能力 開発訓練	7万円	15万円	20万円	60万円	国内60万円 海外200万円

- ・ () 内は大企業の額です。
- ・ 大学・大学院での訓練は、一年度あたりの限度額です。
それ以外の民間の教育訓練機関等で実施される訓練は、一の年間職業能力開発計画 (様式第 3 - 1 号) 当たりの限度額になります。
- ・ 定額制訓練に対する助成は、受講者 1 人当たりの経費助成の限度額はありません。
- ・ 助成率・額の詳細や生産性要件は、詳細版パンフレットをご確認ください。

どのような要件がありますか？

主な事業主要件／労働者要件は以下のとおりです

支給対象事業主

- 雇用保険適用事業所の事業主であること
- 職業能力開発推進者を選任し、事業内職業能力開発計画を策定し、従業員に周知している事業主であること
- **訓練期間中の訓練受講者に対する賃金を適正に支払っている事業主であること**
（自発的職業能力開発訓練、育児休業中の訓練と無給の長期教育訓練休暇等制度の場合を除く）
- 支給申請までに**訓練にかかった経費をすべて**（自発的職業能力開発訓練の場合は1/2以上）**負担**している事業主であること
（長期教育訓練休暇等制度の場合を除く）
- 訓練計画届または制度導入・適用計画届提出日の前日から起算して6か月前の日から支給申請提出日までの間に、事業主都合で雇用保険被保険者を離職させた事業主でないこと
- **労働局が行う審査や実地調査に協力する事業主であること**
- 不正支給を行ったことで不支給措置期間にある事業主でないこと など

支給対象労働者

- 訓練実施期間中において、申請事業主に雇用される雇用保険被保険者であること
- 訓練計画届提出時に添付する「訓練別の対象者一覧」（様式第4号）で届けられている者であること（長期教育訓練休暇等制度の場合を除く） など

このページに記載されていない要件もあります。詳しくは詳細版パンフレットをご確認ください。
下記の制度は、厚生労働省のウェブサイトで紹介しています。

職業能力開発推進者、事業内職業能力開発計画

職業能力開発推進者とは、社内で職業能力開発の取り組みを推進するキーパーソンとなる役割を担う方を指します。事業内職業能力開発計画とは、自社の人材育成の基本的な方針を定めて従業員に周知するものをいいます。

職業能力開発促進法では、事業主は職業能力開発推進者を選任し、事業内職業能力開発計画を作成するよう努めることとしています。人材開発支援助成金ではこれらを措置している事業主を助成対象としています。

実習併用職業訓練にかかる厚生労働大臣の認定

実習併用職業訓練とは、OFF-JTとOJTを組み合わせた訓練のことで、実施計画を立てて申請をすると、その訓練が効果的であるとして厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた訓練を対象として、人材開発支援助成金を申請する場合は、訓練実施日の2か月前までに認定の申請をする必要があります。

どのような手続きが必要ですか？

各メニューの手続きの流れは以下のとおりです

高度デジタル人材等訓練

定額制訓練

情報技術分野認定
実習併用職業訓練

自発的職業能力
開発訓練

長期教育訓練
休暇等制度

→手続きの詳細は5ページを参照

→手続きの詳細は6ページを参照

職業能力開発推進者の選任、事業内職業能力開発計画の策定 →詳細は3ページを参照

実習併用職業訓練として、厚生労働大臣の認定を受ける
(訓練開始日2か月前までに認定申請)
→詳細は3ページを参照

制度導入・周知
就業規則または労働協約への各制度を規定する

制度導入・適用計画の提出
制度導入・適用計画期間の初日から起算して6か月前から1か月前までに管轄労働局かハローワークへ提出し、労働局の確認を受ける

訓練実施計画届、年間職業能力開発計画の提出

訓練開始日(定額制は契約締結日)の1か月前までに管轄労働局かハローワークへ提出し、労働局の確認を受ける

制度導入・周知

就業規則または労働協約への各制度を規定する

計画に沿って訓練を実施

計画を変更する場合

変更届の提出

計画に沿って制度を適用

変更届の提出

支給申請

訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に管轄労働局へ提出する

支給申請

制度導入・適用計画期間(制度導入日から3年)内に、支給要件を満たす制度の最終適用日(教育訓練短時間勤務等制度の場合は最初の適用日)の翌日から2か月以内に管轄労働局へ提出

労働局の審査を経て支給

手続きを詳しく知りたい①

長期教育訓練休暇等制度以外の手続きは以下のとおりです

訓練実施計画届・年間職業能力開発計画の提出

事業内職業能力開発計画に基づき、1年間に従業員の職業能力開発をどのように進めるかの計画を作成した上で、訓練の実施期間・実施場所・対象労働者などを具体的に記載した実施計画を、**訓練開始日※の1か月前までに**管轄労働局に提出します。

※定額制訓練および自発的職業能力開発訓練のうち定額制サービスによる訓練の場合、定額制サービスの契約期間の初日となります。

主な提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練実施計画届（様式第1号） ・ 年間職業能力開発計画（様式第3-1号） ・ 訓練別の対象者一覧（様式第4号） など
主な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練内容を確認できる書類（訓練カリキュラム、予定表など） ・ 訓練の対象労働者を確認できる書類 ・ 訓練期間中の労働条件がわかるもの（雇用契約書（写）など） など

支給申請

訓練終了日の翌日から2か月以内に、支給申請書などを管轄労働局に提出します。支給申請までに、訓練にかかった経費をすべて支払っていることが必要です。

主な申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号） ・ 支払方法・受取人住所届 ・ 支給申請書（様式第5号） ・ 賃金助成と実施助成の内訳（様式第6号） ・ 経費助成の内訳（様式第7-1号） ・ OFF-JT実施状況報告書（様式第8-1号） ・ 訓練を行う者が不正受給に関与していた場合に連帯債務を負うこと等についての承諾書（様式第12号） など
主な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類（出勤簿、タイムカードなど） ・ 受講者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認できる書類（賃金台帳など） ・ 事業主が訓練費用を負担していることを確認できる書類（振込通知書など） ・ 訓練に使用した教材の目次等の写し ・ 該当する対象訓練で発行された修了証や、使用したジョブ・カード など

申請様式は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

支給申請書などの書類は、**計画届提出時点の様式**をお使いください。

例：令和4年5月に計画届を提出し受理されたもの場合は、上記リンク先「申請書類ダウンロード」の項目から、『申請書類（令和4年4月1日以降に計画届を提出された方はこちら）』を使用してください。



！ ご注意ください

届出期限内に訓練計画届の提出がない場合には、**助成金は支給されません。**

郵送で提出をする場合、管轄労働局への**到達日が受理日**となりますので、ご注意ください。

手続きを詳しく知りたい②

長期教育訓練休暇等制度の手続きは以下のとおりです

制度導入・適用計画の提出

事業内職業能力開発計画に基づき、1年間に従業員の職業能力開発をどのように進めるかの計画を作成した上で、具体的な内容を記載した計画を、制度導入・適用計画期間の初日から起算して**6か月前から1か月前まで**に管轄労働局に提出します。

主な申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度導入・適用計画届（訓練休暇様式第1号） ・ 事前確認書（訓練休暇様式第7号） など
主な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則または労働協約（制度規定前のものの写しと制度規定後の案） <既に長期教育訓練休暇制度を導入している場合> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期教育訓練休暇制度に関する申告書（訓練休暇様式第5-4号） ・ 事業内職業能力開発計画 など

支給申請

支給要件を満たす休暇等の**最終取得日の翌日から2か月以内**に、支給申請書などを管轄労働局に提出します。

主な申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度導入・適用計画届（訓練休暇様式第1号） ・ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号） ・ 支払方法・受取人住所届 ・ 支給申請書（訓練休暇様式第4号） ・ 実施状況報告書（訓練休暇様式第5-2号または訓練休暇様式第5-3号） ・ 賃金助成の内訳（訓練休暇様式第6号）※有給の長期教育訓練休暇を取得した場合 など
主な添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則または労働協約の写し ・ 休暇等を取得した労働者が被保険者であることを確認できる書類（雇用契約書（写）等） ・ 訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認できる書類（出勤簿、タイムカードなど） ・ 休暇取得者に賃金が支払われていたことを確認できる書類（賃金台帳など）※有給の休暇の場合のみ ・ 事業主以外が行う教育訓練、各種検定、キャリアコンサルティングを、事業主以外が実施していることを確認できる書類（訓練カリキュラム、受講案内等） など

申請様式は厚生労働省のウェブサイトからダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

支給申請書などの書類は、**計画届提出時点の様式**をお使いください。

例：令和4年5月に計画届を提出し受理されたものの場合は、上記リンク先「申請書類ダウンロード」の項目から、『申請書類（令和4年4月1日以降に計画届を提出された方はこちら）』を使用してください。



ご注意ください

届出期限内に訓練計画届の提出がない場合には、**助成金は支給されません。**

郵送で提出をする場合、管轄労働局への**到達日が受理日**となりますので、ご注意ください。

よくあるご質問

助成金がもらえない訓練はありますか？

例えば以下のような訓練は、支給対象になりません。

- 職務に直接関係ないもの、趣味教養のもの、通常の事業活動の範囲内で行われるべきもの、法令等で義務づけられたものなど、助成目的に適合しない内容の訓練
- 講演会・学会など、訓練ではないもの
- OFF-JTが通常の生産活動と区別されない場所で実施されているものなど、助成目的に適合しない実施方法の訓練
- 講師要件を満たさない者が講師をつとめる事業内訓練
- OJTに必要な指導者を確保できておらず、受講生ひとりで実施するものなど

変更届を提出せずに、計画とは違うカリキュラムや日時・場所等で訓練を実施した場合等も、変更した部分は対象になりません。詳しくは詳細版パンフレットをご確認ください。

教育訓練休暇の対象とならない訓練はありますか？

例えば以下のような訓練については、対象になりません。

- OJT
- 業務命令で受講させるもの
- 通常の事業活動の範囲内で行われるもの（自社の経営方針の説明・報告会、自社製品・サービス・社内制度に関する説明など）
- 実施目的が訓練に直接関連しない内容のもの
- 研究会、発表会、見学会、視察旅行など
- 労働者の休暇日に受講するもの（休暇日を振り替えたとしても対象となりません）
- 事業主が主催するOFF-JT（事業主が事業主以外の設置する教育訓練施設等に依頼して行うもの、外部講師を派遣して行うものも対象となりません）

「OJT」「OFF-JT」とはどのようなものですか？

「OJT」は、**適格な指導者※の指導のもとで、企業内の事業活動の中で実施する実習訓練**をいいます。

「OFF-JT」は、**企業の事業活動（通常の業務・生産ライン）と区別して実施する座学または実技訓練**です。

※訓練を実施する事業所の事業で報酬を貰っている役員等の方や同事業所から賃金を貰っている従業員

例えば以下のように区別することができます。

- パソコン操作 → 顧客への礼状の作成はOJT / 操作習得用の練習文書の作成はOFF-JT
- 研磨作業 → 出荷品を研磨するのはOJT / 出荷しない不良・廃棄品を使って研磨の練習をするのはOFF-JT
- パーマ施術 → 自店舗等でお客さまに施術するのはOJT / モデルウィッグに施術するのはOFF-JT

キャリアアップ・キャリアチェンジを目指す労働者の皆さまへ 教育訓練給付制度のご案内

資料6-2

教育訓練給付とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

対象講座

対象の教育訓練は、**約14,000講座**。

具体的な講座は、**教育訓練給付制度【検索システム】**で検索できます。

オンラインで受講できる講座や、夜間・土日に受講できる講座もあり、
働きながら受講することができます。

教育訓練 検索

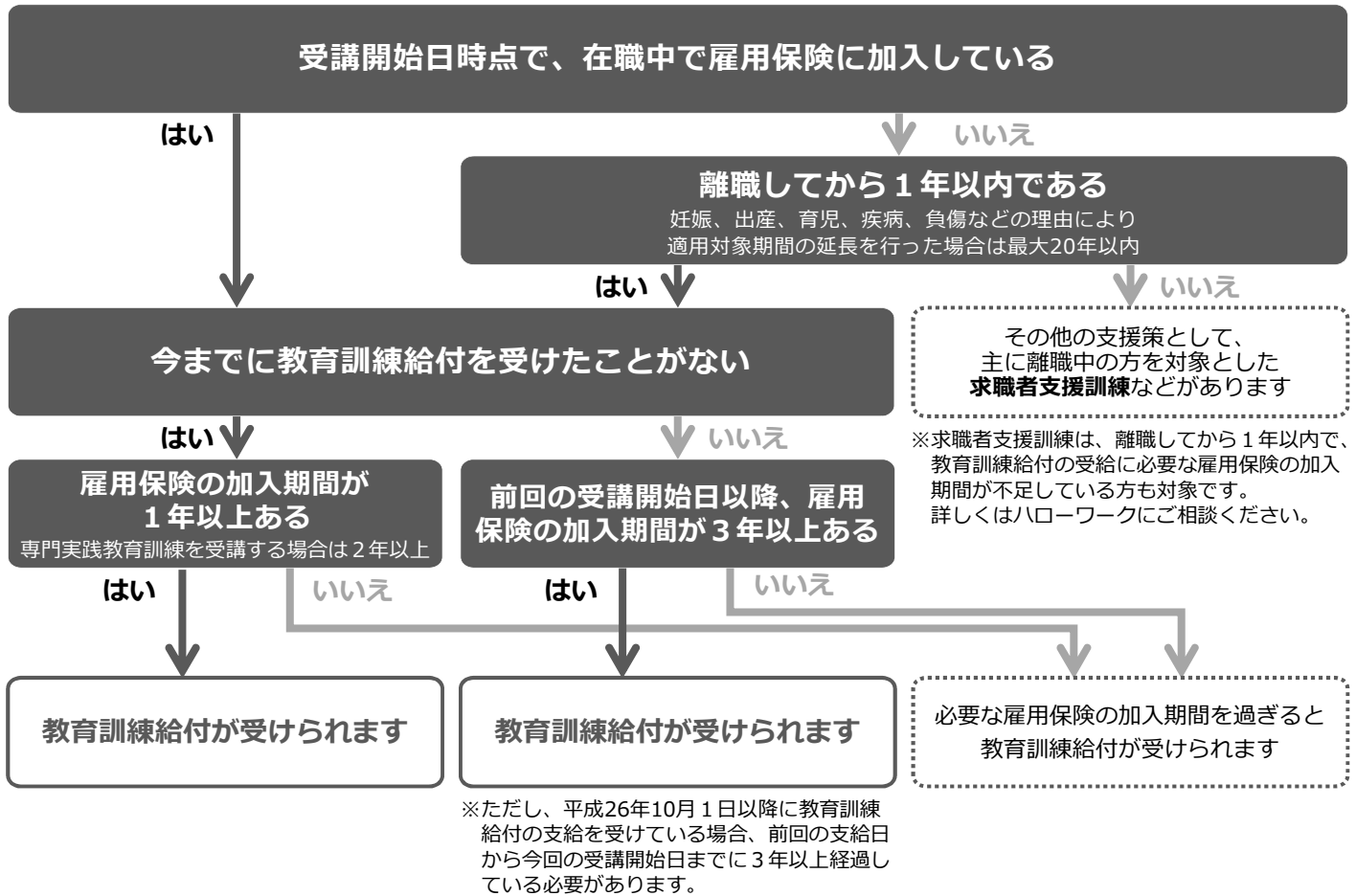
検索

教育訓練の種類と給付率	対象講座の例
専門実践教育訓練 最大で受講費用の 70% [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 <ul style="list-style-type: none">介護福祉士、社会福祉士、看護師、美容師、歯科衛生士、保育士、調理師 など デジタル関係の講座 <ul style="list-style-type: none">ITSSレベル3以上のIT関係資格取得講座第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） 大学院・大学などの課程 <ul style="list-style-type: none">専門職大学院の課程（MBA、法科大学院、教職大学院 など）職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定） など 専門学校の課程 <ul style="list-style-type: none">職業実践専門課程（文部科学大臣認定）キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）
特定一般教育訓練 受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	業務独占資格などの取得を目標とする講座 <ul style="list-style-type: none">介護職員初任者研修、大型自動車第一種・第二種免許、税理士 など デジタル関係の講座 <ul style="list-style-type: none">ITSSレベル2以上のIT関係資格取得講座 など
一般教育訓練 受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給	資格の取得を目標とする講座 <ul style="list-style-type: none">英語検定、簿記検定、ITパスポート など 大学院などの課程 <ul style="list-style-type: none">修士・博士の学位などの取得を目標とする課程

給付条件

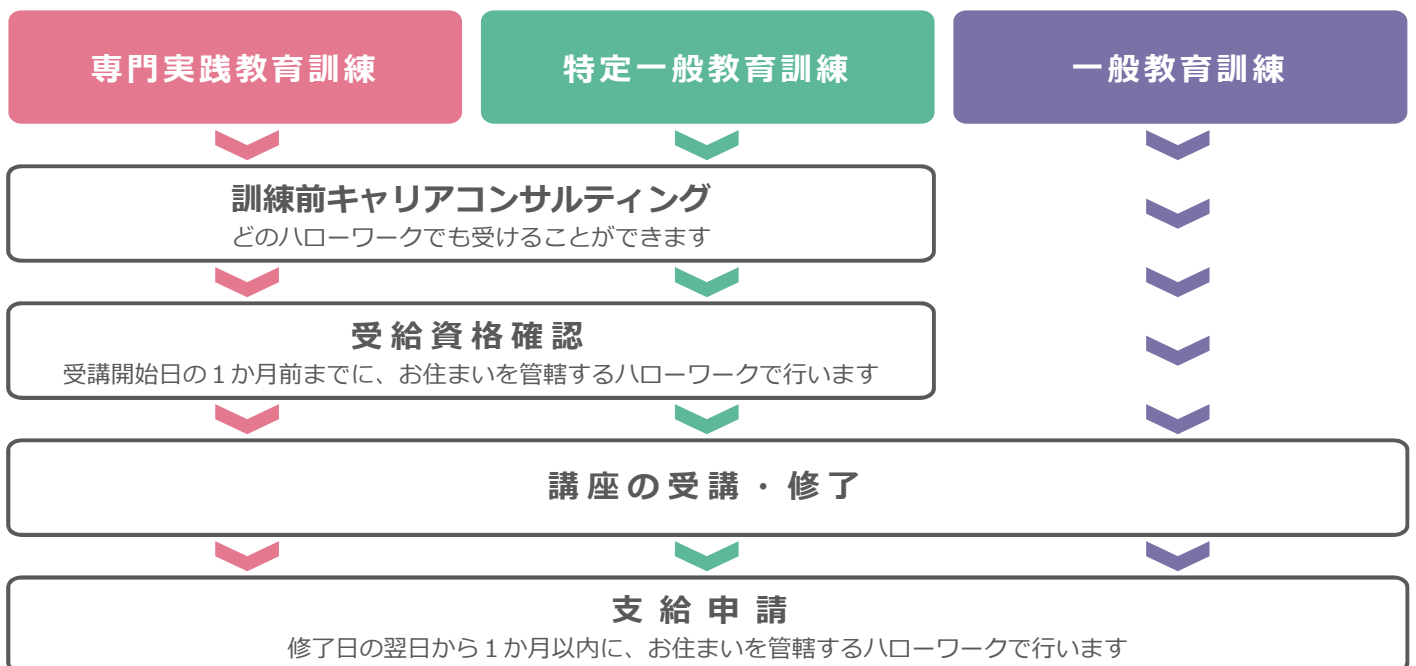
教育訓練給付を受けるには、雇用保険の加入期間などの条件があります。

パート・アルバイトや派遣労働者の方も対象です。



➡ ハローワークで支給要件照会の手続きをすると、給付が受けられるかどうかをより詳しく調べることができます。

給付手続き



お問い合わせ

給付条件や手続きの詳細内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html



教育訓練給付 学び直し応援キャンペーン

「デジタル等成長分野の講座」「土日・夜間・オンラインの講座」
の特別申請期間を設けて 労働者の学び直しを応援します

労働者の学び直しを支援するため、教育訓練給付講座指定の「特別申請期間」を設けました。
対象は「デジタル等成長分野の講座」、「土日・夜間・オンラインの講座」です。
教育訓練実施者の皆さま、この機会に講座指定申請をお願いいたします！

※通常の申請期間は、10月3日～11月7日です。

特別申請期間

2022年12月1日（木）～2023年1月10日（火）

対象講座

- デジタル講座
- 土日講座、平日（夜間）講座 ※通学制
- オンライン講座（eラーニング講座、一部eラーニング講座）

- ・新規指定申請に限ります（再指定申請講座は対象外です）。
- ・専門実践、特定一般、一般教育訓練のいずれも対象です。
- ・一般教育訓練は通常申請期間の新規申請を3講座までとしていますが、この期間中の対象の講座であれば申請数に上限はありません。
- ・2023年4月から対象講座として指定されます。

教育訓練給付制度とは

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に、訓練費用の一部が支給される制度です。
対象となる教育訓練は、レベルなどに応じて3種類あり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	最大で受講費用の 70% [年間上限56万円・最長4年] を受講者に支給	受講費用の 40% [上限20万円] を受講者に支給	受講費用の 20% [上限10万円] を受講者に支給

お問い合わせ

講座指定の申請手続き

中央職業能力開発協会 能力開発支援部 教育訓練支援課
03-6758-2828/2825/2824

講座指定の基準

厚生労働省 人材開発統括官 若年者・キャリア形成支援担当参事官室
03-5253-1111（内線5398）

教育訓練給付制度について（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

令和 3 年度山形県地域職業訓練実施計画

令和 3 年 4 月 1 日
山形労働局
山形県
独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構 山形支部

1 総則

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び転職に当たっての円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、山形労働局、公共職業安定所、山形県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な職業訓練の実施を図るものとする。

※公的職業訓練の内訳及び実施主体

イ 公共職業訓練

- ・山形県
- ・国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部〈ポリテクセンター山形〉）

ロ 求職者支援訓練

- ・国（山形労働局）

(2) 計画期間

計画期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うも

のとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

近年、日本経済は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢は着実に改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度第1四半期の国内生産において戦後最大の落ち込みが生じるなど、今後も新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に一層注意する必要がある。

他方で、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、我が国の持続的な経済成長のためには、働き方改革の推進等を通じた非正規雇用労働者の処遇改善、長時間労働の是正、安全で健康に働くことができる職場づくり、柔軟な働き方がしやすい環境整備、人材育成の強化・人材確保対策の推進などにより、労働環境の整備・生産性の向上を図ることが喫緊の課題である。こうした中、いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから40代半ばに至っているが、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、様々な課題に直面している者がおり、就職氷河期世代が抱える固有の課題（希望する就業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援が求められている。

このため、これらの課題等に的確に対応するため、離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練を実施するとともに、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、若者、女性、障害者、ひとり親、生活保護受給者や生活困窮者など多様な対象者に対し、それぞれの職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。高年齢者においても、年齢に関わりなく働き続けたいという生涯現役社会の実現に向け、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発を一層充実させていくことが求められている。

(2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年度の新規求職者のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和2年11月末現在で14,773人であった。

そうした中、令和2年度の公的職業訓練の受講者数は、令和3年1月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）は640人であり、求職者支援訓練は183人であった。

また、令和2年度の就職率は、令和3年1月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が68.7%、委託訓練が60.9%、求職者支援訓練の基礎コースが56.4%、実践コースが54.6%であった。

注：就職率は、平成元年10月末から令和2年7月末までに修了した者の訓練修了後3カ月における雇用保険適用就職（公共職業訓練は雇用保険適用相当就職を含む）し

た者の割合。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする公的職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ訓練を実施する。

さらに、同時双方向型によるオンラインによる訓練の実施が可能となることから、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、オンラインによる訓練の実施を推進していくこととする。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、1,089人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、318人については、施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）として実施するものとする。施設内訓練のうち、30人については企業実習と座学を一体的に組み合わせた訓練（以下「日本版デュアルシステム」という。）として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、771人については、委託訓練として実施するものとする。

就職率は施設内訓練で80%、委託訓練で75%を目指す。

② 離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた多様な職業能力開発の機会を提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。

施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。

出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、託児サービス付き訓練コースの設定を促進し、早期就職を支援する。

③ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し訓練コースの見直しを行うほか、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因を分析しながら訓練コースの見直しを行うものとする。

また、安定的な雇用への移行を実現するためには、高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要とされる知識・技能を習得するための長期的な訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

《山形県》施設内訓練（短期課程）

校 名	期 間	定員(人)	科 目 名
県立庄内職業能力開発センター	12 カ月	20	金属技術科

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》施設内訓練

校 名	定員(人)	科 目 名
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター)	298	NC生産システム科(橋渡し訓練付1カ月間)、NC生産システム科(短期デュアルシステムコース)(橋渡し訓練付1カ月間)、溶接施工科、福祉住環境サービス科、住宅デザイン施工科、電気設備技術科 ※訓練期間は6カ月間(NC生産システム科のみ1カ月+6カ月間)
合 計	298	6科目(16コース)

《山形県》離転職者職業訓練(委託訓練)

訓練種別	コース数	定員(人)	科 目 名
離転職者職業訓練 (長期高度人材育成コース)	8	36	介護福祉士養成科 保育士養成科 ※訓練期間は24カ月間。
離転職者職業訓練 (知識等習得コース)	38	725	PC活用事務(OAシステム科)、OAビジネス活用科、OA経理事務科、事務系(経理実務科、医療事務科、不動産実務科)、介護系(介護サービス科)、その他(自由提案枠訓練コース160人分(託児3)、提案型訓練コース165人、予備コース100人分を含む。) (託児サービス付加訓練3コースを含む。) ※訓練期間は2~4カ月間。
デュアルシステム訓練	1	10	3カ月座学+1カ月企業実習
合 計	47	771	複数年度跨ぎコース5コース、75人分を含む

(2) 公共職業訓練(在職者訓練)の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、1,994人とする。このほか、民間人材を活用した企業の生産性向上のための支援については550人を対象とする。

② 在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に

対応する高度な技能及びこれらに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

また、ポリテクセンター山形に設置した生産性向上人材育成支援センターによる在職者訓練のコーディネートや生産性向上に必要な生産管理、ネットワークやデータ処理等のIT利活用による業務改善や情報セキュリティ対策等を習得するための事業主支援等を行い、民間人材を活用した在職者向けの訓練の拡充により中小企業等の労働生産性向上に向けた人材育成を支援する。併せて中高年齢者の就業機会の確保に向けた訓練を実施する。

③ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練コースの設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

《山形県》在職者訓練（公開講座）

主に高度な技術の習得希望者や少人数制の研修希望者を対象。

校名	コース数	定員(人)	コース名
県立産業技術短期大学校	28	149	機械工学セミナー、生産改善・革新セミナー、IoTセミナー、他
県立産業技術短期大学校 庄内校	18	96	シーケンス制御入門、マシニングセンター入門、3次元CAD入門、他
合計	46	245	

《山形県》在職者訓練（向上訓練）

主に技能検定等の資格取得希望者や新たな知識や技能・技術を習得したい希望者を対象。

校名	コース数	定員(人)	コース名
県立山形職業能力開発専門校	51	805	生産管理基礎、品質管理基礎、ビジネススキル基礎、エクセル活用、オーダーメイドコース、パソコン入門、エクセル基礎、会計の基礎、自営型テレワーク、他
県立庄内職業能力開発センター	4	124	アーク溶接特別教育(2コース)、造園工事作業の製作等作業試験対応、造園工事作業の判断等試験対応
合計	55	929	

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》

在職者訓練（能力開発セミナー）

中小企業等で働く方々を対象に、概ね2～5日のものづくり分野の職業訓練を実施。

校名	コース数	定員(人)	訓練分野
----	------	-------	------

ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター)	79	820	◎機械系 ◎電気・電子系 ◎居住系
合 計	79	820	

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》

在職者訓練（生産性向上支援訓練）

中小企業等で働く方々を対象に、4～30時間の生産性向上支援訓練を実施。

校 名	コース数	定員(人)	訓 練 分 野
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター) (生産性向上人材育成支援センター)	—	550	◎生産性向上支援訓練 生産管理、品質管理、組織マネジメント、営業・販売、生涯キャリア形成、データ活用、バックオフィス 他
合 計	—	550	

(3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、460人とする。

② 学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

③ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練コースの見直しを行うものとする。学卒者訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るものとする。

《山形県》高度職業訓練（専門課程）

専門課程として新規学卒者等を対象とした高度職業訓練を実施する。

校 名	コース数	定員(人)	コース名
県立産業技術短期大学校	7	250	【2年課程】 デジタルエンジニアリング科、メカトロニクス科、建築環境システム科、情報システム科、知能電子システム科、土木エンジニアリング科 【1年課程】

			産業技術専攻科（社会人等対象）
県立産業技術短期大学校 庄内校	3	120	【2年課程】 生産エンジニアリング科、情報 通信システム科、IT 会計システ ム科
合 計	10	370	

《山形県》普通職業訓練（普通課程）

普通課程として中卒、高卒の新規卒業者を対象とした職業訓練を実施する。

校 名	コース 数	定員 (人)	訓 練 分 野
県立山形職業能力開発専 門校	2	90	【2年課程】 自動車科（高卒）、建設技術科（中 卒）
合 計	2	90	

（４）障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、41 人と
する。

また、就職率は委託訓練で 55%を目指す。

② 障害者等に対する公共職業訓練の内容

民間企業等に対して委託する障害者委託訓練では、訓練受講対象となる障害
者のニーズを把握し、各コースの定員の確保に努める。また、特に法定雇用率
が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するととも
に、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

③ 障害者等に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、定員の充足状況や修了
者の就職実績を検証しながら、訓練コースの見直しを行うものとする。

当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、当該
公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るも
のとする。

また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、
教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

《山形県》障害者等に対する公共職業訓練（委託訓練）

訓練種別	コース数	定員(人)	科目名
障害者対象職業訓練	3	21	パソコン基礎科 (民間教育訓練機関で実施) ※訓練期間は概ね2カ月または3カ月
	13	13	インターンシップコース(事業所で就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね1カ月～3カ月
	1	7	eラーニングコース(インターネットを利用して在宅訓練により、就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね3カ月
合計	17	41	

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、非正規雇用労働者・自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けないことのできない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模を837人とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

なお、新型コロナウイルスの影響により、雇用情勢の悪化が懸念されるため、短時間・短期間特例訓練の認定に努める。また、現状では、県内における訓練の受講申込者が増加しているとは言えない状況にあることも踏まえ、雇用情勢の動向等を踏まえてコースを柔軟に順次追加設定する。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力を習得する職業訓練(基礎コース)及び実践的能力を習得する職業訓練(実践コース)を設定する。

その際、成長分野や新型コロナウイルス感染症等の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業する新卒者を含む若年層や生活困窮者等、就職氷河期世代で不安定な就労についている者や無業状態の者である対象者について、その特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。特に、出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、シフトが減少したシフト制

で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすいよう、短期間・短時間の訓練コースの設定を推進する。

・ 訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の概ね 19%程度

ロ 実践コース 訓練認定規模の概ね 81%程度

実践コースのうち、

介護系 実践コース全体の訓練認定規模の 25%程度

医療事務系 実践コース全体の訓練認定規模の 10%程度

情報系 実践コース全体の訓練認定規模の 10%程度

営業・販売・事務系 実践コース全体の訓練認定規模の 35%程度

その他の成長分野等 実践コース全体の訓練認定規模の 5%程度

分野別共有枠 実践コース全体の訓練認定規模の 15%程度

・ 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

(新規参入枠) 基礎コース 上限値 30%

実践コース 上限値 30%

・ 山形県においては、特定求職者が県内各地域において、職業訓練を受ける機会、選択肢を十分確保するために、特定の地域・訓練実施機関に偏ることがないように、原則として、四半期ごとの認定における訓練実施機関の認定上限枠を設けることとする。

基礎コース 認定上限 1 コース

定員上限 15 人

実践コース 認定上限 1 コース (系毎とする)

定員上限 15 人 (但し、介護系のみ 20 人)

※ なお、上記の認定上限枠については、訓練認定規模の定員に満たない場合等やむを得ない事情がある場合は、上限を超えて認定しても差し支えないこととする。

注 1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する (ただし、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすくなるよう設定する短期間・短時間の訓練コースは、四半期にこだわらず受付期間を設定する。地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。) ものである。申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、

イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定するものとする

ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする

注 2 一度認定されたものの開講されずに中止となった場合は、訓練コース分の余剰定員を同一年度内の同一分野での認定に振り替えることを可能とする。

- 注3 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野（「営業・販売・事務分野」などを含む）に振替を可能とする。
- 注4 実践コースへの申請が四半期ごとの各系における訓練認定規模を下回った場合は、余剰定員を同一認定期間内の他の系に振り替えることを可能とする。
また、第4四半期（必要と認める場合は、第3四半期も含む）に限っては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コースの繰越し分について、基礎コースと実践コース間の振り替えや、実践コースの他の分野への振り替えを可能とする。
- 注5 本計画において示した内容は、地域職業訓練実施計画において、次のイからロまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。
- イ 訓練認定規模を超えてはならないこと
 - ロ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないこととならないこと

求職者支援訓練定員

	定員 837人 ※内数として、就職氷河期対策実施分及び短時間・短期間の特例訓練を含む。
基礎コース（構成比 19%）	157
実践コース（構成比 81%）	680
介護系（構成比 25%）	170
医療事務系（構成比 10%）	68
情報系（構成比 10%）	68
営業・販売・事務系（構成比 35%）	238
その他（構成比 5%）	34
分野別共有枠（構成比 15%）	102

※ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、山形労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部のHPで周知する。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において公的職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、公的職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、山形労働局、山形県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。

また、その際、訓練カリキュラム等の見直しを含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための不断の取組が必要である。

このため、令和3年度においても、地域訓練協議会を開催して、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

また、公共職業能力開発施設は、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとし、さらに、山形労働局及びハローワークと連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

このほか、公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、関係機関とも連携の上、説明会等の様々な機会を活用して、周知を図る。

令和 4 年度山形県地域職業訓練実施計画

令和 4 年 4 月 1 日
山 形 労 働 局
山 形 県
独立行政法人 高齢・障害・求職者
雇用支援機構 山形支部

1 総則

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、山形県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が、職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第 15 条の 7 第 3 項の規定に基づき実施する訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「求職者支援法」という。）第 4 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中における公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、山形労働局、公共職業安定所、山形県等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な職業訓練の実施を図るものとする。

※公的職業訓練の内訳及び実施主体

イ 公共職業訓練

- ・ 山形県
- ・ 国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部〈ポリテクセンター山形〉）

ロ 求職者支援訓練

- ・ 国（山形労働局）

(2) 計画期間

計画期間は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題等

(1) 労働市場の動向と課題

近年、日本経済は緩やかな回復基調にあり、雇用情勢も着実に改善していたが、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により戦後最大の経済の落ち込みが生じており、今後も、同感染症の感染拡大が雇用に与える影響により一層注意する必要がある。

中長期的に見ると、我が国は少子化による労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、我が国が持続的な経済成長を実現していくためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

企業が付加価値の高い分野、医療・情報通信分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図るために必要となる人材や、社会全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など急速かつ広範な経済・社会環境の変化が生じ、また、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの産業で非正規雇用労働者に大きな影響が出ている中で、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練のあり方を不断に見直し、離職者の再就職の実現に資する公的職業訓練や産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル人材については、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起し、地方と都市の差を縮めていくことで世界と繋がる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け政府全体が取り組む中で、その育成・確保が重要かつ喫緊の課題となっている。令和3年12月28日に開催されたデジタル田園都市国家構想実現会議において、内閣府特命担当大臣（デジタル田園都市国家構想担当）から、公共職業訓練、求職者支援訓練、教育訓練給付におけるデジタル分野については、2024年度受講者7万人を確保することが示されたことから、IT分野の資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せ措置などを活用し、山形県内の各地域の人材ニーズに合致したデジタル分野の訓練をより一層推進する必要がある。

特に、若者、女性、障害者、ひとり親、生活保護受給者や生活困窮者など多様な対象者に対し、それぞれの職業能力開発を含めた就労支援の充実を図ることが必要である。高年齢者においても、年齢に関わりなく働きたいという生涯現役社会の実現に向け、高齢者の継続雇用や再就職に向けた職業能力開発を一層充実させていくことが求められている。

(2) 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和3年度の新規求職者のうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は令和3年12月末現在で15,791人であった。

そうした中、令和3年度の公的職業訓練の受講者数は、令和4年1月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）は591人であり、求職者支援訓練は298人であった。

また、令和3年度の就職率は、令和3年12月末現在で公共職業訓練（離職者訓練）の施設内訓練が74.8%、委託訓練が64.2%、求職者支援訓練の基礎コースが55.7%、実践コースが50.4%であった。

注：就職率は、令和2年10月末から令和3年6月末までに修了した者の訓練修了後3カ月における雇用保険適用就職（公共職業訓練は雇用保険適用相当就職を含む）した者の割合。

3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする公的職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ訓練を実施する。

また、同時双方向型によるオンラインによる訓練の実施が可能となることから、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、オンラインによる訓練の実施を推進していくこととする。

加えて、育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等が、生活との調和を保ちつつ職業訓練を受講できるよう、その実施機関や時間等について配慮し、短期間・短時間の訓練コース等の実施を推進していくこととする。特に、出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

(1) 公共職業訓練（離職者訓練）の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は1,101人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、318人については、施設内訓練（公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。）として実施するものとする。施設内訓練のうち、30人については企業実習と座学を一体的に組み合わせた訓練（以下「日本版デュアルシステム」という。）として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、783人については、委託訓練として実施するものとする。

就職率は施設内訓練で80%、委託訓練で75%を目指す。

② 離職者訓練の内容

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、知識の付与及び実習による技能の習得など、訓練の内容に応じた多様な職業能力開発の機会を提供し、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び

企業の人材ニーズに応じた支援を実施するものとする。

施設内訓練として実施する職業訓練については、民間教育訓練機関では実施できないものづくり分野において実施する。

また、急速かつ広範な経済・社会環境の変化や人材の流動化に対応するため、デジタル分野における人材育成の訓練等、地域の人材ニーズ等に合致した職業訓練の設定促進を図る。

③ 効果的な離職者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し訓練コースの見直しを行うほか、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、原因を分析しながら訓練コースの見直しを行うものとする。

また、安定的な雇用への移行を実現するためには、高い職業能力が求められることから、就職の実現に必要なとされる知識・技能を習得するための長期的な訓練を積極的に設定することで、就職率の向上を図るものとする。

《山形県》施設内訓練（短期課程）

校 名	期 間	定員(人)	科 目 名
県立庄内職業能力開発センター	12 カ月	20	金属技術科

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》施設内訓練

校 名	定員(人)	科 目 名
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター)	298	CAD・NCものづくり科（導入訓練付き）、NCオペレーション科企業実習付きコース（短期デュアルシステムコース）（導入訓練付き）、溶接施工科、福祉住環境サービス科、建築CAD施工科、電気設備技術科（導入訓練付き） ※訓練期間は6カ月間（CAD・NC物作り科とNCオペレーション科と電気設備技術科は1カ月＋6カ月間）
合 計	298	6科目（16コース）

《山形県》離転職者職業訓練（委託訓練）

訓練種別	コース数	定員(人)	科目名
離転職者職業訓練 （長期高度人材育成 コース）	5	28	介護福祉士養成科 医療ビジネス科 保育士養成科 ※訓練期間は24カ月間。
離転職者職業訓練 （知識等習得コース）	45	745	パソコン活用事務系（OAシステム科、OAビ ジネス活用科、OA経理事務科、PC会計事 務科） 事務系（医療事務科、経理事務科、経理・ 会計実務科、経理事務FP科、不動産実務 科等） 介護系（介護サービス科） その他（提案型訓練、自由提案枠、予備） うち、託児サービス付加訓練4コース ※訓練期間は2～4カ月間。
デュアルシステム訓練	1	10	3カ月座学+1カ月企業実習
合計	51	783	

（2）公共職業訓練（在職者訓練）の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、1,981人とする。このほか、民間人材を活用した企業の生産性向上のための支援については600人を対象とする。

② 在職者訓練の内容

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれらに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

また、ポリテクセンター山形に設置した生産性向上人材育成支援センターによる在職者訓練のコーディネートや生産性向上に必要な生産管理、ネットワークやデータ処理等のIT利活用による業務改善や情報セキュリティ対策等を習得するための事業主支援等を行う。特に、令和4年度においては、生産性向上人材育成センターにDXに対応した訓練コースを拡充し、中小企業等のDX対応に係る人材育成支援を促進する。併せて70歳までの就業機会の確保に向けた訓練を実施する。

③ 効果的な在職者訓練の実施のための取組

地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握した上で、真に必要とされている在職者訓練の訓練コースの設定を行うとともに、個々の中小企業事業主等の具体的なニーズに即した実施方法等により行うものとする。

《山形県》在職者訓練（公開講座）

主に高度な技術の習得希望者や少人数制の研修希望者を対象。

校 名	コース数	定員(人)	コース名
県立産業技術短期大学校	28	150	機械工学セミナー、生産改善・革新セミナー、IoTセミナー、他
県立産業技術短期大学校 庄内校	17	85	シーケンス制御入門、マシニングセンタ入門、3次元CAD入門、他
合 計	45	235	

《山形県》在職者訓練（向上訓練）

主に技能検定等の資格取得希望者や新たな知識や技能・技術を習得したい希望者を対象。

校 名	コース数	定員(人)	コース名
県立山形職業能力開発専門校	51	765	生産管理基礎、品質管理基礎、ビジネススキル基礎、エクセル活用、オーダーメイドコース、エクセル基礎、会計の基礎、自営型テレワーク、他
県立庄内職業能力開発センター	4	124	アーク溶接特別教育(2コース)、造園工事作業の製作等作業試験対応、造園工事作業の判断等試験対応
合 計	55	889	

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》

在職者訓練（能力開発セミナー）

中小企業等で働く方々を対象に、概ね2～5日のものづくり分野の職業訓練を実施。

校 名	コース数	定員(人)	訓 練 分 野
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター)	80	857	◎機械系 ◎電気・電子系 ◎居住系
合 計	80	857	

《独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部》

在職者訓練（生産性向上支援訓練）

中小企業等で働く方々を対象に、4～30時間の生産性向上支援訓練を実施。

校 名	コース数	定員(人)	訓 練 分 野
ポリテクセンター山形 (山形職業能力開発促進センター) (生産性向上人材育成支援センター)	—	600	◎生産性向上支援訓練 DX対応、生産管理、品質管理、組織マネジメント、営業・販売、生涯キャリア形成、データ活用、バックオフィス他
合 計	—	600	

(3) 公共職業訓練（学卒者訓練）の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、460人とする。

② 学卒者訓練の内容

学卒者訓練については、新規高等学校卒業生等を対象に、ものづくりの現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公共職業訓練を実施するものとする。

③ 効果的な学卒者訓練の実施のための取組

産業界及び地域の人材ニーズを把握し、訓練コースの見直しを行うものとする。学卒者訓練の訓練コースのうち、定員の充足状況や修了者の就職実績が低調なものについては、その原因の把握及び分析を行った上で、その内容等の見直しを図るものとする。

《山形県》高度職業訓練（専門課程）

専門課程として新規学卒者等を対象とした高度職業訓練を実施する。

校名	コース数	定員(人)	コース名
県立産業技術短期大学校	7	250	【2年課程】 デジタルエンジニアリング科、 メカトロニクス科、 建築環境システム科、 情報システム科、 知能電子システム科、 土木エンジニアリング科 【1年課程】 産業技術専攻科（社会人等対象）
県立産業技術短期大学校 庄内校	3	120	【2年課程】 生産エンジニアリング科、 情報通信システム科、 IT会計システム科
合計	10	370	

《山形県》普通職業訓練（普通課程）

普通課程として中卒、高卒の新規卒業生を対象とした職業訓練を実施する。

校名	コース数	定員(人)	訓練分野

県立山形職業能力開発専門校	2	90	【2年課程】 自動車科（高卒）、 建設技術科（中卒）
合 計	2	90	

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

① 対象者数

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は、37人とする。

また、就職率は委託訓練で55%を目指す。

② 障害者等に対する公共職業訓練の内容

民間企業等に対して委託する障害者委託訓練では、訓練受講対象となる障害者のニーズを把握し、各コースの定員の確保に努める。また、特に法定雇用率が未達成である企業や、障害者の雇用の経験の乏しい企業等を開拓するとともに、訓練内容や就職支援の充実を図りながら、引き続き推進するものとする。

③ 障害者等に対する効果的な公共職業訓練の実施のための取組

障害者の就業ニーズ及び企業の人材ニーズを踏まえ、定員の充足状況や修了者の就職実績を検証しながら、訓練コースの見直しを行うものとする。

当該公共職業訓練の受講者に対し、ハローワーク等との連携強化の下、当該公共職業訓練の開始時から計画的な就職支援を実施し、就職率の向上を図るものとする。

また、障害者の職業能力開発を効果的に行うため、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら職業訓練を推進する。

《山形県》障害者等に対する公共職業訓練（委託訓練）

訓練種別	コース数	定員(人)	科目名
障害者対象職業訓練	2	18	パソコン基礎科 (民間教育訓練機関で実施) ※訓練期間は概ね2カ月または3カ月
	11	11	インターンシップコース(事業所で就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね1カ月～3カ月
	1	8	e-ラーニングコース(インターネットを利用して在宅訓練により、就労に必要なスキルを身につける。) ※訓練期間は概ね3カ月
合 計	14	37	

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が懸念されることから、非正規雇用労働者・自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模を742人とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%、実践コースで63%を目指す。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定する。

その際、デジタル分野等の成長分野や新型コロナウイルス感染症等の影響により人材確保がより困難となっている介護等の分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業する新卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者で不安定な就労についている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

・ 訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の概ね30%程度

ロ 実践コース 訓練認定規模の概ね70%程度

実践コースのうち、

介護系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
医療事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	10%程度
デジタル系	実践コース全体の訓練認定規模の	15%程度
うちIT系	実践コース全体の訓練認定規模の	10%程度
うちWEBデザイン系	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度
営業・販売・事務系	実践コース全体の訓練認定規模の	35%程度
その他の成長分野等	実践コース全体の訓練認定規模の	5%程度
分野別共有枠	実践コース全体の訓練認定規模の	20%程度

・ 上記のうち、新規参入枠は次のとおりとする。

(新規参入枠)	基礎コース	上限値	30%
	実践コース	上限値	30%

- ・山形県においては、特定求職者が県内各地域において、職業訓練を受ける機会、選択肢を十分確保するために、特定の地域・訓練実施機関に偏ることがないように、原則として、四半期ごとの認定における訓練実施機関の認定上限枠を設けることとする。

基礎コース	認定上限	1コース
	定員上限	30人
実践コース	認定上限	1コース（系毎とする）
	定員上限	30人

- 注1 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ごとに認定する（今年度末までの時限措置である短期間・短時間訓練コースの設定について、令和4年度についても特例措置として設定可能となる場合は、シフトが減少したシフト制で働く方などが、仕事と訓練の受講を両立しやすくなるよう、四半期にこだわらず受付期間を設定する。なお、地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別の訓練実施規模を超えては認定しない。）ものである。申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、
- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定するものとする。
 - ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定するものとする。
- 注2 一度認定されたものの開講されずに中止となった場合は、訓練コース分の余剰定員を同一年度内の同一分野での認定に振り替えることを可能とする。
- 注3 実践コースにおいて設定された訓練分野において、当該訓練分野の訓練コースが認定されなかった場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野（「営業・販売・事務分野」などを含む）に振替を可能とする。
- 注4 実践コースへの申請が四半期ごとの各系における訓練認定規模を下回った場合は、余剰定員を同一認定期間内の他の系に振り替えることを可能とする。
また、第4四半期（必要と認める場合は、第3四半期も含む）に限っては、認定コースの定員数が少なかった場合の繰越し分及び中止コースの繰越し分について、基礎コースと実践コース間の振り替えや、実践コースの他の分野への振り替えを可能とする。
- 注5 本計画において示した内容は、地域職業訓練実施計画において、次のイからロまでに掲げる事項を除き、地域訓練協議会での議論を踏まえ、地域の実情に応じて異なる設定とすることができる。
- イ 訓練認定規模を超えてはならないこと
 - ロ 新規参入枠は上に掲げた値を超えてはならないこと及び全く新規参入枠を設定しないこととならないこと

求職者支援訓練認定規模

	定員 742人 ※内数として、就職氷河期対策実施分及び短時間・短期間の特例訓練を含む。(133人)
基礎コース（構成比 30%）	223
実践コース（構成比 70%）	519
介護系（構成比 15%）	78
医療事務系（構成比 10%）	52
デジタル系（構成比 15%）	78
IT系（構成比 10%）	52
デザイン(WEB系)（構成比 5%）	26
営業・販売・事務系（構成比 35%）	181
その他（構成比 5%）	26
分野別共有枠（構成比 20%）	104

※ 認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請受付期間については、山形労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部のHPで周知する。

4 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など、急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応するためには、産業界及び地域のニーズを踏まえた効果的な公的職業訓練を実施する必要がある。

このためには、国及び山形県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力のもと、公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において公的職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、訓練カリキュラム等の見直しを含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための不断の取組が必要であり、令和4年度においても、関係者の連

携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進及び地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行うこととする。

地域訓練協議会においては、必要に応じ、地域の産業ニーズを踏まえて訓練内容の検討を行うワーキング・チームを開催する。

また、公共職業能力開発施設は、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとし、さらに、山形労働局及びハローワークと連携し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

このほか、公的職業訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施等に資するため、関係機関とも連携の上、説明会等の様々な機会を活用して、周知を図る。